

第2章

評価結果の概要

第2章 評価結果の概要

2.1 外務省のODA評価結果

第2章では、外務省、各府省庁、及び実施機関であるJICA、JBICが実施したODA評価の具体的事例を中心に紹介します。

2.1.1 2007年度評価案件の概要

2007年度に外務省が実施したODA評価は、「政策レベル評価」8件、「プログラム・レベル評価」4件、「プロジェクト・レベル評価」98件の、あわせて110件でした。

「政策レベル評価」では、日本の国別援助政策を評価する「国別評価」をインドネシア、スリランカ、中国、チュニジア、ニカラグア、モンゴルの6か国に対して実施し、重点課題別援助政策を評価する「重点課題別評価」では2件（「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」に関する評価、「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取り組み」の評価）を実施しました。

「プログラム・レベル評価」は、1か国1セクターに対する日本のODA全体を評価対象とする「セクター別評価」で4件（「保健分野における日米パートナーシップ」に関するUSAIDとの合同評価、「対マレーシア支援の取り組み」の評価、「アフリカに

おける平和の構築に関するわが国の取り組み」の評価、「わが国のエルサルバドル東部開発への取り組み」の評価）を実施しました。

「プロジェクト・レベル評価」は、完了後一定期間を経過した無償資金協力プロジェクト案件合計98件（うち17案件については第三者に委託）を対象として実施しました。

「政策レベル評価」の8件すべてが外部の有識者による第三者評価として、「セクター別評価」の「アフリカにおける平和の構築に関するわが国の取り組み」、「わが国のエルサルバドル東部開発への取り組み」、「対マレーシア支援の取り組み」が被援助国自身による評価として実施されました。また、「セクター別評価」の「保健分野における日米パートナーシップ」については、ザンビアを事例に、USAIDとの合同評価として実施しました。「プロジェクト・レベル評価」については、同じ案件に対し、内部評価（一次評価）と第三者評価（二次評価）の両方を実施しました。

これらの評価の概要は、以下に紹介するとおりですが、各評価結果の全文については、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka.html>）をご覧ください。

2.1.2 政策レベル評価

国別評価

(1) インドネシア国別評価 (第三者評価)

調査実施期間：2007年7月－2008年3月

評価主任：大野 泉 政策研究大学院大学教授

アドバイザー：佐藤 百合 アジア経済研究所地域研究センター専任調査役

河野 毅 政策研究大学院大学准教授

コンサルタント：(株)コーエイ総合研究所

評価方針

(1) 目的

(イ) 日本の対インドネシア援助政策全般を検討し、国別援助計画改定を含む今後の援助政策立案、及び援助の効果的・効率的な実施に資する教訓・提言を作成すること。

(ロ) 評価結果を広く公表することによって説明責任を果たすとともに、インドネシア政府関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックすること。

(2) 対象・時期

対インドネシア国別援助計画(2004年11月策定)以降の日本のインドネシア援助政策。

(3) 方法

外務省評価ガイドライン(ODA評価ガイドライン、第3版、2006年5月)に準拠し、主に「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の観点から総合的に分析し、提言を行った。特に2004年を転機として経済成長と民主化定着に向けた安定期に入ったインドネシアにおいて、現ユドヨノ政権下でとられた開発政策の変化(投資環境整備・インフラに関する新施策、対外援助受入れ政策の変化、民主化定着と地方分権化法の修正等)に対する日本の援助政策の対応、さらには外交政策上の課題(経済連携協定(EPA)、投資、エネルギー、治安維持等)等を考慮して分析を行った。ただし、援助計画実施年数が限られていることから中間レビューと位置付け、「結果の有効性」については、現行の国別援助計画が掲げる3重点分野において想定されている効果発現の時間軸(短・中期的には「民間主導の持続的な成長」、中・長期的には「民主的で公正な社会造り」、すべての時間軸に関わる課題として「平和と安定」)に留意し、特に短期・中期目標の達成度に重点をおいて分析した。

評価結果

(1) 「政策の妥当性」に関する評価

現行の対インドネシア国別援助計画は、経済危機後の成長回復に向けた開発・援助の方向性について日本とインドネシアの政府関係者や有識者が密接な政策対話を行って策定されたこともあり、日本の上位政策、インドネシアの中期開発計画(2004 - 2009年)と高い整合性がある。

また、「民間主導の持続的な成長」を短・中期の目標とし投資環境整備の一貫として経済インフラ支援を重視したことは、日本と並ぶ主要ドナーである世界銀行とアジア開発銀行がガバナンス改革を基本方針として政策・制度改革支援や社会的サービスを重視したことと補完性があり、適切である。

ただし、「地球的規模の問題への取組」の位置付けは明確でなく、同国の環境問題や自然災害、鳥インフルエンザの問題等は、国内問題にとどまらない規模と影響を持つ可能性があることを考慮すると、早急な検討が必要である。



公共事業省でのヒアリング

(2) 「結果の有効性」に関する評価

日本の有償資金協力は、インドネシアの対外公的債務残高の4割以上を占めており同国の開発資金に重要な貢献をしている。国別援助計画の短期的な目標である財政や金融セクター改革に関しては、重要な成果がみられる。短・中期的な課題である経済インフラ整備、裾野産業・中小企業振興、経済関連の法制度整備では、プロジェクト及び、世界銀行、アジア開発銀行との協調融資で実施したプログラム・ローンを通じ多くの達成があった。特に投資環境整備において日本は、日系企業の現場からの提言を政策支援型プログラム・ローンに反映しており、これに対するインドネシア側や他ドナーの評価は高い。しかしながら、まだ日系企業が実感できるような投資環境の改善は限定的であるとの評価もある。

中・長期的な課題である貧困削減については教育分野を除き、一般的にミレニアム開発目標達成状況の進捗は遅い。平和と安定に関し、特にアチェの地震・津波災害復興において迅速にインフラの復興に貢献し、インドネシア政府から高い評価を得た一方、平和構築については安全の確保、文化的に複雑な背景もあり、アチェ、マルクにおいて試行錯誤しながら進めている状況である。

現政権下でとられた開発政策、及び地震・津波災害復興といった援助計画で想定されていなかった状況にも、日本は個別プロジェクト、プログラム・ローン、官民連携による投資環境整備、セクター横断的な地域開発プログラムの策定、緊急支援等を通じて機動的に対応してきた。

(3) 「プロセスの適切性」に関する評価

民間企業（日本・インドネシア）との緊密な連携による投資環境整備、地域開発を通じた貧困削減を目指す「東部インドネシア地域開発プログラム」とその拠点としてのマカッサル・フィールド・オフィス開設等の取組は、適切な援助実施プロセスとして特筆される。近年のインドネシアの開発政策の変化をふまえ、政策支援型のプログラム・ローンのモニタリング、地域開発のあり方、平和構築支援の実施体制、EPAの実施に向けた協力体制等、新たな課題が顕在化しており、競合する援助需要に対して、予算制約の中で優先度を定める必要がある。現地ODAタスクフォースは、これらの課題について日本の援助の優先度や方針を包括的に議論し、調整する場としての機能を高める必要がある。

提言

(1) 開発ビジョンの共有と援助の戦略化

経済危機から回復・成長を遂げ、インドネシアが新しい安定期に入り中進国化を目指す段階にきたことによる開発ニーズの変化、またEPA締結等を含め日本とインドネシアの二国間関係が新たな段階に入ったことをふまえ、さらなる「選択と集中」の強化を念頭に、今こそオールジャパンで、インドネシアに対する日本の援助の優先順位を再検討する必要がある。特に経済インフラ整備、裾野産業・中小企業振興、経済関連の法整備並びに法施行強化という短・中期の課題への一層の注力、地域別の成長戦略と組み合わせた分配・貧困対策としての地域開発、平和構築支援や環境保全・防災の位置付けを検討することは重要である。その上で、インドネシア政府と定期的で包括的な政策協議を実施すべきである。

(2) 現地機能の強化

重点事項の課題分析能力を強化するために、現地ODAタスクフォースは情報共有という機能を超えて、分科会を制度化し、現地ODAタスクフォースで広くビジョンを共有し状況を正確に分析する仕組みと能力を作る必要がある。今後、重点的に取り組むべき事項、セクター等には、専門知識の機動的な動員や当該分野の政策と個別案件を関連付けた支援を可能にする機能をつくることを提案する。

官民連携については、「民間主導の持続的な成長」に向けた支援が、現地ODAタスクフォースと日本の民間経済団体、インドネシア商工会議所との活発な連携のもとで展開され、特に官民合同投資フォーラムを通じた投資環境整備に向けた取組は高く評価できる。今までの官民協力の実績をふまえ、経済連携協定の発効後も、ODAと民間協力の間で補完的な協力体制が作られることを期待する。

また、政策支援型プログラム・ローンは、インドネシア支援国会合（CGI）廃止後の中核的な政策協調メカニズムでもあり、当面は継続して重要な支援ツールになると見られることから、実効性と透明性を高めるためのモニタリング体制の強化が必要である。インドネシア政府の主体性にもとづく現在の援助協調メカニズムが構築されつつある状況で、共通の政策枠組みのもとでのマルチ・ドナー信託基金がより重要な役割を果たす可能性がある。併せて、プログラム・ローンとの連携、

官民パートナーシップの制度枠組みづくりの強化にも積極的に関わっていくのであれば、無償資金協力、技術協力といったグラント支援においても政策協調・モニタリング体制の強化が、従来以上に重要となる。

(3) 多様な関係者とのネットワーク構築

長年のインドネシア援助を通じて築かれた人的ネットワークと信頼関係は、同国の援助国化への支援を含め、日本が今後もインドネシアで協力を進めていく際の貴重な財産となる。事例として、(イ)今までの地方教育行政改善への支援を通じて蓄積された経験の他地域への展開、他セクター(保健)や平和構築支援(マルク)への応用、(ロ)スラウェシにおいて過去の協力で育成した人材、蓄積した人的ネットワークを活用した地域開発能力向上への取組、(ハ)現地の大学との連携を通じた長期にわたる人材育成や人的ネットワークづくり、(ニ)警察支援における、様々な技術協力支援や無償資金協力を組み合わせた長期にわたる支援、等がある。

また、非政府組織関係者からは日本のODAは他ドナーと比較し非政府組織への協力が限定的であるという指摘を受け、従来以上に非政府組織に開かれた協力を拡充すべきである。これは官から民へと人材育成の裾野を広げることになり、日本のODAへの理解を促し広報にも資すると思われる。

(4) 低コスト・高インパクトの広報活動の強化

日本が投入した援助量に比べ、政府関係者以外

の間でインドネシアでの日本の援助に対する認知度が低いことも課題である。幾つか注目される取組もあるが、予算制約の中で、インパクトのある広報の在り方、具体的には(イ)年次活動報告セミナーの実施(活動報告の作成・発表)、(ロ)大使館の「ODA有識者懇談会」の再開、事業視察を含む日本のODA情報の提供、(ハ)NGO、研究者との意見交換会の開催、等は検討に値しよう。

今後の日本の援助政策の立案・実施の在り方への示唆としては、

- (1)ローカルリソースの積極的な活用(高度な技術を必要としない事業や、平和構築等、特に社会・文化的な配慮が必要な課題におけるインドネシア人専門家・コンサルタントの活用)、
- (2)平和構築支援への取組方針の明確化(治安状況の適切な把握、二国間援助と多国間援助の組み合わせ、日本として国際社会に発信したいメッセージ、モニタリングの方法)
- (3)無償資金協力と技術協力における案件採択過程の予測可能性の向上(案件採択過程での政策対話を強化し、相手国政府の準備状況を高めることによる援助効果の向上)
- (4)新JICA設立を念頭においた現地ODAタスクフォースの在り方、援助政策の立案・実施における政府と実施機関との役割分担を明確にする必要性(例えば、外務省が策定する国別援助計画と新JICAが策定する援助実施方針の内容の検討) 等が挙げられる。

(2) スリランカ国別評価(第三者評価)

調査実施期間：2007年6月－2008年2月

評価主任：野田 真里 名古屋NGOセンター理事／中部大学准教授

アドバイザー：荒井 悦代 アジア経済研究所研究員

コンサルタント：(株)コーエイ総合研究所

評価方針

(1) 目的

日本とスリランカはサンフランシスコ講和条約以来、伝統的な友好関係にあり、日本は長年スリランカの発展にトップドナーとして貢献してきた。スリランカは経済開発水準に比して社会開発水準が優れており、国連開発計画(UNDP)はこれを人間開発の一つのモデル(スリランカモデル)としてとりあげた。他方で、同国では、多数派シ

ンハラ人と少数派タミル人の一部の間の民族紛争が継続している。日本は、ODA大綱の重点課題である「平和構築」の趣旨にもとづき、2002年以降、「スリランカ復興開発に関する東京会議」の開催をはじめ、スリランカの和平プロセスにも大きな役割を果たしてきた。日本は2004年4月、(イ)平和の定着と復興に対する支援、及び(ロ)中・長期ビジョンに沿った援助(持続的発展)を機軸とした「対スリランカ国別援助計画」を策定し、同計画に



財務計画省国家計画局でのヒアリング

基づいた対スリランカ経済協力を実施してきている。特に、平和の定着は対スリランカ援助の歴史に新たな1ページを開くものと位置付けられている。だが、この調査のまさに大詰めに差し掛かった2008年1月、スリランカでは停戦合意破棄という大きな社会情勢の変化が起こる等、平和構築への協力は大きな困難とチャレンジを伴うものである。

この評価調査の目的は、国別援助計画を中心とする日本の対スリランカ援助政策全般をレビューし、国別援助計画改定を含む今後の対スリランカ援助の政策立案、及び援助の効果的・効率的な実施に資する教訓・提言を作成することにある。さらに、その評価結果を広く公表することによって説明責任を果たすこと、スリランカの政府関係機関、国際機関、NGO等のステークホルダーに評価結果をフィードバックすることも目的とされる。この評価が日本の対スリランカ援助の向上及びスリランカの平和と発展の一助となれば幸いである。

(2) 対象・時期

2004年4月に策定された対スリランカ国別援助計画を中心とする日本の対スリランカ援助政策全般を対象とし、対象期間は国別援助計画策定作業が開始された2002年以降2006年までとする。援助政策の実施としての援助事業についても、2002年以降に開始された、円借款、無償資金協力、技術協力につきレビューを行った。

(3) 方法

日本の対スリランカ援助政策を、政策目標、重点セクター目標、サブセクター目標、プログラム、プロジェクトに基づき整理し、目標体系図を作成し、これに沿って、外務省ODA評価ガイドライン

に則って、「政策の妥当性」、「プロセスの適切性」、「結果の有効性」の3つの視点から検証し、提言を行った。

評価結果

(1) 政策の妥当性

対スリランカ国別援助計画は、新ODA大綱及び新ODA中期政策の重点課題「貧困削減」「持続的成長」「平和の構築」、基本方針に十分対応している。この計画では、平和の定着への積極的な関与と貢献を打ち出しており、「スリランカ復興開発に関する東京会議（2003年6月）」での宣言主旨を十分に踏まえている。このような姿勢はトップドナーとしての役割に照らしても妥当であった。国際開発課題としてのミレニアム開発目標(MDGs)や「人間の安全保障」の視点についても、この計画は十分に反映している。スリランカ政府の開発政策については、評価対象期間中に存在した3つの国家開発計画「リゲイニング・スリランカ」「新経済枠組み」「マヒンダ・チンタナ10か年開発フレームワーク」の重点分野のほとんどに国別援助計画は対応しており、整合性はおおむね保たれていることから、妥当であると言える。また、日本の対スリランカ援助政策及び重点分野は、そのトップドナーとしての資金力及びスキームの多様性という特長をいかしつつ、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)をはじめとする他ドナーの支援政策、重点分野との整合性、補完性を考慮しており、妥当である。

ただし、国別援助計画は、ややもすると網羅的であり、重点セクターの下に挙げられた幅広いサブセクターの優先付けが必ずしも明確でない。紛争をかかえるスリランカにおいては、とりわけ日本のODAの基本理念である「人間の安全保障」に立ち、「選択と集中」の観点から、サブセクターの選択もしくは優先度付けをすることが今後の課題である。

(2) プロセスの適切性

(イ) 援助政策策定プロセスの適切性

国別援助計画策定過程においては、政府関係省庁、実施機関だけでなく、日本企業、NGO等多様なステークホルダーとの意見交換の機会を設けていることは評価できる。また、スリランカ政府とも策定の早い段階から数度にわたって協議・調整を行っていることも高く評価できる。他方、スリランカのNGOの中には高い専門性を持ち、政策立案能力も高い団体も存在すること

から、こうしたNGOの知見を更に活かす工夫が必要である。また、スリランカにおいては地域間格差が大きな問題となっていることから、草の根に近い地方行政の声も十分に吸い上げていくよう一層の工夫が必要である。また、この計画の策定には、ODA総合戦略会議による最初の国別計画ということもあり、1年10か月という長期間を要したが、今後の改定にあたっては、政府関係省庁内の調整等の時間を短縮化することが望ましい。

計画策定後、スリランカでは政権交代による開発計画の変更、津波被災等といった社会状況の変化が起きたが、これに対し、現地ODAタスクフォースは、援助重点分野の設定を行う等、柔軟に援助政策を調整していく機能を果たした。今後、計画の改定においては、このような現地を含めた各セクターの専門家の知見を活用することが望ましい。スリランカ政府関係者は日本の援助政策の大筋を理解しているが、国別援助計画そのものの周知は十分ではなかった。世界銀行、ADBとは、国別援助計画策定過程、経済協力政策協議等で、意見交換が行われている一方、その他のドナーについては日本の援助政策を十分に理解していなかった。計画改定に際しては、「人間の安全保障」に立脚した日本の援助政策の、スリランカ政府関係者及び他ドナーへの周知に関し一層の努力が必要である。

(ロ) 援助政策実施のプロセス

実施機関の事業実施方針(国際協力機構(JICA)「スリランカ国別事業実施計画」、国際協力銀行(JBIC)「海外経済協力業務実施方針」「ローリングプラン」)は、対スリランカ国別援助計画とおおむね整合性がとれている。日本のODA政策への理解促進、案件形成支援のため、日本とスリランカ側での非公式であるが頻繁なやり取りがなされ、効果的である。無償・技術協力案件の採択については、現地ODAタスクフォースがニーズに合わせ優先順位付けを行っており、JICA現地事務所主管で案件形成・実施が行われるケースもある。現地における体制の強化が援助政策実施プロセスに有効に機能している。また、事業・スキーム間の連携が確認され、効率・効果的な事業展開が図られていることは高く評価できる。

スリランカ政府関係省庁・実施機関の援助実施体制・能力向上のため、JICA専門家の派遣、円借款及び技術協力での能力向上関連事業の実

施等の支援を行っている。こうした取組の貢献をスリランカ側も認識しており、高く評価できる。

日本大使館、JICA、JBICは様々な援助調整の枠組みに参加し、他ドナーとの情報交換・調整を行っている。世界銀行、ADBをはじめ、重点分野を共有する他ドナーとは支援事業に係る情報が良く共有されている。一方、ドナーコミュニティの中で日本の援助方針が正しく理解されているとは言えず、他ドナーと日本の援助政策を共有し、トップドナーとして、ドナー協調におけるリーダーシップ及びプレゼンスを高める必要がある。

NGOとの連携については、資金提供によるNGO事業の支援、円借款及び技術協力事業でのNGOへの業務委託、NGOとの情報・意見交換等が行われており、おおむね高く評価できる。ただし、現地NGOの高い専門性を十分いかしきれているとは言えず、現地NGOとの協議機会等を通じて、その知見を援助政策策定・実施にいかすための方策検討が必要である。

(3) 結果の有効性

(イ) スリランカ開発資金への貢献: スリランカ政府支出に対して、日本は少なからぬ割合(6~7%)の資金支援をしている。

(ロ) 援助政策重点分野での貢献: ①日本は様々なスキームを有効活用し、地域・民族バランスを考慮しつつ、北・東部復興支援を実施し、高い評価を受けている。②道路、電力、水セクター等経済インフラ整備に対する日本の資金的支援の貢献は大きく、地域社会経済の発展への寄与が期待できる。③鉱工業・建設セクターでの復興支援で資金的に高い貢献をしている。職業訓練分野でも技術協力プロジェクト3件を実施しており、工業セクターの成長に何らかの貢献をしていると言える。④日本は民族・地域バランスを配慮した形で貧困削減への支援を実施してきた。農業・かんがいセクターへの資金的貢献は高い。保健・医療セクターでは、日本が策定支援したマスタープランは有効活用されている。⑤津波被災復興では、様々なスキームを有効活用し、緊急フェーズから中長期に至る貢献をしている。

(ハ) 援助政策目標の達成: ①平和の定着: 停戦合意(2002年2月)前後の北・東部の状況を比較できる経済社会データはほとんど無く、国別援助

計画策定期間に比して、紛争状況は悪化し停戦破棄(2008年1月)に至っている。よって、平和の定着に向けた日本の貢献度を定量的に測ることは困難である。他方、北・東部のタミル・イーラム解放の虎(LTTE)支配地域で支援を行うことにより、住民への教育・啓蒙、民族間の相互理解と信頼醸成がなされたことも聞かれた。これらの支援は、紛争助長要因の除去、和平に向けた環境整備という観点からは高く評価される。

⑥持続的発展:スリランカのGDP成長率は、津波被災、紛争状況にもかかわらず順調な成長が見られる。また、社会開発は高い水準を示している。これらにつき、日本のODAの貢献は定量的に確認することは困難であるものの、日本の長期的な支援が成果をあげていると考えられる。日本は民族・地域バランスに配慮した支援を行い高い評価を得てきたが、その有効性が発現するためには現在実施されている事業が終了し、想定される効果・インパクトの発現を待つ必要がある。

⑦人間の安全保障の確保:日本は、北・東部における紛争の脅威にさらされている人々への復興支援はもとより、農漁村コミュニティ及びプランテーション部門における疎外された人々への生活・社会・経済基盤整備へのきめ細かい支援を行ってきた。これら支援は、脅威にさらされている人々・コミュニティの状況を徐々にではあるが改善し、人間の安全保障の観点からも貢献していると言える。

提言

- (1) 対スリランカ国別援助計画に関する提言
- (イ) 人間の安全保障」を軸にすえた選択と集中: 紛争を抱えるスリランカに対する援助政策では、日本のODAの基本理念である「人間の安全保障」を軸にすることが特に重要であり、脆弱な人々に対して直接裨益する援助に一層力を入れることが大切である。そのためには、「平和の定着」と「持続的発展」の2本柱を有機的に関連させ、「選択と集中」を行うことが重要である。その際、重点セクター目標の達成に重要かつ効果的なサブセクターの選択・優先度付けをする必要がある。
- (ロ) 援助政策の2本柱「平和の定着」と「持続的発展」の有機的連関: 「平和の定着」と「持続的発展」の2本柱はきわめて重要であり、その有機的連関について、以下の観点から、再考が必要である。①和平プロセスにおいて重要なのは当

事者間の努力であり、これが前提となり、ODAにより平和の定着を後押し、「開発の基盤としての平和」を推進する。②和平プロセスの進展に伴い、目に見える形でただちに「平和の配当としての開発」を推進し、信頼醸成を促進する。③北・東部のみならず、全土において地域や民族のバランスに配慮して「平和の礎としての開発」を推進し、新たな紛争の火種を消す。

- (ハ) 長期的アプローチの継続: 対スリランカ援助は状況の改善・悪化の繰り返しの中で、長い時間をかけて取り組む必要があり、ポジティブリネージュで当事者の努力を促す粘り強い、息の長いアプローチを今後とも継続していく必要がある。
- (ニ) ODA政策マネジメントの考慮: ODA政策策定、実施、評価、フィードバックのサイクルが機能するためには、国別援助計画において以下の改善が必要である: ①政策目標の明確化及び具体的指標の導入、②目標体系の最適化、③モニタリング体制の改善及び政策見直しの仕組みの導入、④結果の有効性の検証時期の検討。尚、目標値及び指標に当たっては、スリランカ政府開発政策で設定された目標値・指標等を活用することも考えられる。また、その設定にあたっては、スリランカ側との協議と合意形成が必要である。

(2) 援助政策策定プロセスに関する提言

- (イ) 迅速化: ニーズや情勢の変化に対応するために、より一層の効率的な策定と期間の短縮化(可能であれば1年以内)が望ましい。
- (ロ) 策定体制: 今後の国別援助計画改定に当たり、現地ODAタスクフォースが十分に機能するよう、その関与の程度及び権限をより明確化する必要がある。中央政府関係機関はもとより、草の根レベルに裨益する支援のために、地方政府やNGO等、広く関係者の意見を聴取・反映できる仕組みの確保が必要である。
- (ハ) 援助政策の周知及び理解促進: 今後の国別援助計画改定に当たっては、中央政府関係省庁だけでなく、州政府、地方自治体、他ドナー、NGO等多くの関係者への改定版の周知と理解の促進をすることが重要である。また、日本のODAの成果をスリランカの人々はもとより、国際社会や日本の納税者に対し広報する工夫がなされているが、これについても一層積極的に取り組む必要がある。

- (3) 援助政策実施プロセスに関する提言
- (イ) ODAタスクフォースの強化：スリランカの場合、紛争や政権交代等、社会情勢がめまぐるしく変化しており、これに柔軟かつ適切に対応する体制が重要である。現地事情・ニーズに精通しているODAタスクフォースが政策実施プロセスに関与することは有効であり、2008年のJICAとJBICの統合に向けても、現地ODAタスクフォースの機能の制度化(権限と責任の明確化)及び強化が求められる。
- (ロ) モニタリング・評価体制：現地ニーズにかなったより効果的・効率的なモニタリング・評価体制を整備していくためにも、現地の状況・ニーズを把握した、実施機関現地事務所の一層の関与、スリランカ計画実施省との連携促進を検討していくことが必要である。アカウントビリティ、当該国・当該セクターへの支援に係る知識の共有という観点からも、これらのモニタリング・評価結果につき、その管理・公開体制を改善・より充実していくことが望まれる。
- (ハ) 人間の安全保障にもとづく事業・スキーム・セクター間連携の更なる強化：今後のODA予算の全般的削減も見据え、効率及び効果的な事業・スキーム・セクター間連携の検討・推進が必要である。
- (4) MDGs達成における社会開発の質の向上とアジアとアフリカをつなぐ南南協力の拠点化
スリランカは高い社会開発水準で定評があるものの、その質の改善においては課題を抱えており、更なる支援が重要である。また、スリランカを社

会開発におけるアジアとアフリカをつなぐ南南協力の拠点として支援していくことも重要である。

(5) ドナー協調におけるトップドナーとしてのリーダーシップ

日本はこれまでトップドナーとして多大な貢献をしてきたのみならず、実際的な繋がりにもとづく長期的かつ寛容な姿勢で援助を行ってきた。こうした日本の援助政策及び実施における方向、「人間の安全保障」への考え方等をスリランカ復興・開発に関わる他のドナーに周知し、正しい理解を促していく努力が必要であり、トップドナーとして、ドナー調整におけるリーダーシップ、ドナーコミュニティの中でのプレゼンスを高めていくことが必要である。

(6) 人々に直接裨益する草の根で活動するNGOや地方行政との連携強化

地域間・民族間のバランスや疎外された人々に配慮しながらより草の根に裨益する支援を促進することが重要であり、NGOや地方行政との戦略的な連携強化が望まれる。特にNGOとはより戦略的に連携する必要がある。草の根・人間の安全保障無償、NGO支援無償、草の根技術協力スキーム等の更なる改善が必要である。対象地域・住民にとって最も効果的・効率的な事業実施を行うという観点から適切なNGO/地域社会組織(CBO)と連携を進めることが重要であり、日本側関係機関においてもNGO/CBOの情報の蓄積をふまえて、日本の援助計画全般の中でNGOの役割を明確化する等の体制整備が必要である。

(3) 中国国別評価(第三者評価)

調査実施期間：2007年6月～2008年3月

評価主任：牟田 博光 東京工業大学理事・副学長

田中 弥生 大学評価・学位授与機構准教授

アドバイザー：高原 明生 東京大学教授

丸川 知雄 東京大学教授

コンサルタント：(財)国際開発センター

評価方針

(1) 目的

主に(イ)2001年10月の対中国経済協力計画策定後の対中国援助政策を全般的に評価し、一層効果的・効率的な援助実施に向けた改善点を特定し、具体的な提言を行うこと、(ロ)評価結果を公表す

ることにより、国民への説明責任を果たすこと、(ハ)中国政府関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックし、今後の同国開発の参考となる情報を提供すること、更に、(ニ)日本の対中国援助の広報に貢献することを目的として実施された。

(2) 対象・時期

国別評価では、通常、「国別援助計画」や「国別援助方針」を評価の対象としているが、対中国援助では「対中国経済協力計画」がそれらに該当するものとして策定されている。対中国経済協力計画は2001年10月に策定されており、現在も同計画に基づき、援助が実施されている。したがって、この評価では「対中国経済協力計画」の策定以降2006年までに実施された、技術協力、無償資金協力、有償資金協力等、全ての援助事業を主な対象としている。ただし、実施案件の効果が現れるまでに数年を要するようなケースもあることから、必要に応じ過去に遡ることとした。

(3) 方法

「ODA評価ガイドライン第3版」に基づき、日本の対中国援助を「目的」と「手段」との関係という観点から整理した目標体系図を作成した。次に目標体系図に沿って、過去6年の日本の対中国援助政策を「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3つの視点から総合的に検証した。

また、評価者等及び外務省、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）の関係者をメンバーとする検討会を開催しつつ、以下の手順で進められた。

(イ) 評価の実施計画の策定

評価チームは、評価主任の指揮・監督の下、外務省及び実施機関等の関係部局と協議を行い、評価の目的や対象を明確にし、評価基準を確認した。その上で適切な評価方法を検討し、作業スケジュールを含む評価の実施計画を策定して、ODA評価有識者会議において承認を受けた。

(ロ) 文献・インタビュー調査（国内調査）

上記で策定した評価実施計画に沿って、日本の

援助政策及び実績、中国における援助動向等、評価対象ならびに比較対象に関する情報を収集した。情報収集は、文献検索、関係者へのインタビュー調査により行った。

(ハ) 現地調査

国内調査の結果を踏まえ、2007年10月28日から11月10日の期間に現地調査を行った。現地では、日本の対中国援助について、日本側関係者、中国政府関係者、他の援助機関等から聞き取り調査を行い、案件視察を行った。

評価結果

(1) 「政策の妥当性」に関する評価

対中国経済協力計画は、中国及び日中関係の状況に即応した妥当性の高い計画だったと考えられる。その重点は「環境問題など地球的規模の問題への対処」「改革・開放支援」「相互理解の増進」「貧困克服のための支援」「民間活動への支援」「多国間協力の推進」の6課題に明確に絞り込まれている。この絞り込みは中国の5か年計画の基本方針及び日本の新ODA大綱に基本的に合致している。6課題のうち、「相互理解の増進」「民間活動への支援」「多国間協力の推進」は、他の国に対する援助計画では重点課題としては取り上げられていないことが多いが、「日本の利益に資する援助」を重視する国内の声は、とくに対中協力に関して強かったことを背景に、この3課題も中国及び日中関係に照らして妥当な設定だったといえる。

その後、重点課題は、無償資金協力については、(イ)環境、感染症等日中両国民が直面する共通の課題の解決に役立つ分野、(ロ)日中両国の相互理解、交流の増進に役立つ分野に絞り込まれている。技術協力については、これらに加え、市場経済化や国際ルールの順守、良い統治の促進、貧困克服のための案件を中心に実施されてきている。貧困克服支援は、中国の著しい経済成長や、中国に対する経済協力についての国内の世論が厳しいことにかんがみ、中国国内の富の再分配の問題であるとの意見もあることから、他の重点分野と比較すると優先度は下がっている。世界銀行、英国は対中援助に関しては、貧困削減を既に主目標から外している。この点、日本を含む主要ドナーの援助方針、重点分野は格差是正を正面に掲げる中国の第11次5か年計画とは異なってきている。ただし、いまだに残る貧困人口2億人という規模は、サブサハラアフリカ全体の貧困人口の6割に相当する。



植林サイト：山肌一面に植林がされている。

(2) 「結果の有効性」に関する評価

「日本の協力は、中国の発展に長年貢献してきた。とくにありがたかったのは、時代の変化に応じつつ広い分野をカバーしてきたことだ。」と多くの中国政府関係者が強い感謝の意を表している。他ドナーも日本の協力を評価しており、とくに指摘を受けたのは次の点である。(イ) 資金協力と技術協力の効果的組み合わせ、(ロ) 後進地域及び重点部門(環境、人材等)の財政ニーズにマッチした有償資金協力の有利な条件、(ハ) 東洋の社会的土壌に根ざした、受け入れられ易い技術協力。

これらの感謝及び評価からも、対中経協計画は有効であったといえる。効果に関し、我々が多くの案件を通じて観察した傾向は以下である。(イ) 持続的で広い波及効果。継続的な技術協力を伴う案件に著しい。(その逆は、いくつかの無償資金協力単独案件に典型的である。効果が資機材補充に限定され、認知度が低い(日本の顔が見えにくい))、(ロ) 複合的な効果(例: 環境保全に加えて生計向上の効果をもたらした住民参加型植林事業)。6つの重点課題間には相互関係がある。それを念頭に置いて案件内容が計画された結果である。(ハ) モデル効果。対象地域で一定の規模と質を備えた案件は、それ自体の量的貢献度は小さくとも、他地域からの視察等を通じて全国に広がる潜在力を持つ。(ニ) 様々なスキームを通じた相互理解促進効果。研修事業(青年交流事業を含む)、青年海外協力隊、留学生受入れなど、焦点が人材にあるスキームやコンポーネントは勿論のこと、それだけでなく草の根無償を通じた民衆レベルでの理解促進、技術移転・コンサルティングを通じた人脈形成も相互理解促進に効果をもたらしている。

(3) 「プロセスの適切性」に関する評価

こうした効果は、協力計画を作り実施したプロセスが適切であったが故である。特に次の点を指摘したい。(イ) 政策ニーズと地元受け入れ能力を重視した中国側の体系的な案件要請。強いオーナーシップと実行力により、日本の協力方針を政府部内で周知徹底していることも功を奏している。(ロ) 国内の対中批判とODA予算削減の中での援助努力。とくに案件採択における徹底した選択と集中。(ハ) 確立した両国間の実施体制。とくにスキーム別協力受け入れ体制及びODAタスクフォースの存在。(ニ) 日本側による着実かつ継続的な

案件の管理及びフォローアップ。(ホ) 対中経協計画期以前からの協力蓄積の活用による案件の形成と実施(例えば以前の技術協力プロジェクトを拠点とした人材育成案件)。

提言

- (1) 重点分野に絞り込んだ協力
- (2) 現在までの資産の有効活用(資機材、人脈、プロジェクト拠点等)
- (3) 資産を活用した長期的な相互理解と友好関係の維持発展
- (4) ニーズにあった協力規模の維持
- (5) スキーム間の連携、スキームの特性をいかした協力(とくに、技術協力における管理運営面・制度政策面の重視や草の根レベルでの相互理解推進)
- (6) 中国の速い変化に対応し得る柔軟な案件形成・実施体制
- (7) モニタリング体制の見直し
- (8) 協力主体の多様化への対応(とくにCSR活動及びNGOへの支援(情報の集約化と提供等))
- (9) 広報活動の強化
- (10) ドナー国としての中国との協力の検討
- (11) 総括評価の実施
- (12) 新対中国経済協力計画の作成

以上の提言を念頭に置くと、対中国経済協力の継続と次期協力計画の作成が重要と考えられる。円借款は新規供与終了となると、継続される協力は、昨今の国際社会の動向や日中の関係をかんがみつつ、一定規模水準にあることが、両国の互惠関係の観点からも必要であろう。英国は援助終了を明言し、世銀も段階的撤去の方向を打ち出している。一方、韓国のような新規参入ドナーも存在する。こうした中、日本は対中経済協力を最後に終了するような姿勢で協力を進めることが望ましい。

今回の国別評価は、対中国経済協力計画の成果を確認し、日本の経済協力に対する中国側の関心の高まりに相応したという意味でタイムリーであった。今後更に、以下の視点から総括的な評価を実施することが望まれる。

- (1) 日中両国民への説明
- (2) 協力開始以来の成果に関する情報の整理と共有
- (3) 評価に対する中国側の関心の高まり。日中合同の評価となれば一層望ましい。

(4) チュニジア国別評価 (第三者評価)

調査実施期間：2007年6月－2008年3月

評価主任：今里 義和 東京新聞前論説委員

アドバイザー：墓田 桂 成蹊大学文学部国際文化学科専任講師

コンサルタント：(株)三菱総合研究所

評価方針

(1) 目的

この評価は、2002年に策定された対チュニジア国別援助計画を中心とする日本の対チュニジア援助政策を全般的に評価し、今後の日本の対チュニジア援助の政策立案及び援助の効果的・効率的な実施に資するための教訓や提言を得ることを目的として行われた。また、評価結果を公表することで国民への説明責任を果たすとともに、同国政府関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックすることで、今後の同国の開発の参考とし、かつ日本のODAの広報に役立てることを目指している。

(2) 対象・時期

この評価では、原則として、2002年の対チュニジア国別援助計画策定以降の日本の対チュニジア援助政策を対象として、主として「政策の妥当性」、「結果の有効性」及び「プロセスの適切性」の観点から総合的に検証を行った。

第一に、政策を評価する際に対象となる日本の対チュニジア援助に関する基本政策は、2002年に策定された対チュニジア国別援助計画とした。

第二に、結果については、現行の対チュニジア国別援助計画が策定された2002年10月以降を基本的な対象期間としつつも、援助効果の発現には少なくとも数年の期間が必要であることから、2002年10月以前に開始された援助活動についても、一定年数をさかのぼって評価対象に含めることとした。

第三に、プロセスについては、政策と同様、原則として2002年10月以降に行われた援助活動を対象として、評価を行うこととした。

(3) 方法

この評価を行うにあたり、まず、評価の視点、評価項目、評価指標を示す評価の枠組みを作成した。その上で、国内文献調査、国内インタビュー、チュニジア現地調査を行い、最終報告書を作成し



グベラート かんがい事業

た。

評価結果

(1) 「政策の妥当性」に関する評価

「政策の妥当性」に関する評価においては、日本の対チュニジア援助政策の妥当性について、被援助国の政策・ニーズ、上位政策、他ドナー・国際社会の援助政策の3側面から評価を行い、いずれの側面においてもおおむねその妥当性が確認された。

まず、日本策定の対チュニジア国別援助計画における重点分野と、チュニジアの第10次開発計画は整合的であり、かつ、他ドナーの援助計画とも整合的であった。さらに、日本の新旧ODA大綱の基本方針とともに、対チュニジア援助計画と整合的であった。また、日本の外交政策の基盤である「平成19年度日本の重点外交政策」及び、対チュニジア国別援助計画においても、対アフリカ外交に対する積極的な姿勢が窺われ、両者の整合性が認められた。

しかし一方で、民主化の促進や基本的人権状況への取り組みに改善の余地があることや、日本の対チュニジア援助政策の指標となるべきマグレブ地域に対する日本の外交方針が必ずしも明確ではないといった点が確認された。

(2) 「結果の有効性」に関する評価

「結果の有効性」に関する評価においては、産業レベルアップ、水資源開発・管理、環境という重点分野を中心とする日本の援助が着実に効果をあげていることが確認された。

産業レベルアップ支援については、チュニジア政府主導の「レベルアップ・プログラム」を側面支援すべく、円借款による直接的支援とインフラ整備による間接的支援、国際協力機構（JICA）単独の技術協力、更にはJICA・国際協力銀行（JBIC）の連携による総合的な協力が行われていることが評価される。

水資源開発・管理への支援については、技術協力とアンタイドで積極的に供与されている円借款に対し、チュニジア側から高い評価を得ている。ただし、地方部における下水道普及率の引き上げと都市部における老朽化した下水網の更新が今後の課題である。

環境への支援については、環境の改善につながるプロジェクトへの積極的な支援とともに、負の環境インパクトをできる限り軽減する日本の援助方法が評価されている。

さらに、三角協力については、取組の初期段階であるものの一定の成果を上げている。両国政府の積極的な姿勢を示す枠組み文書やチュニジア政府側の積極的評価と日本に対する期待、更には国連人口基金（UNFPA）による肯定的評価が、これを裏付けている。

一方でこのような日本援助の成果について、チュニジア国内において必ずしも周知されていないことも課題として確認された。

(3) 「プロセスの適切性」に関する評価

「プロセスの適切性」に関する評価においては、日本の援助政策の策定・遂行・フォローアップに至る一連の過程でおおむね適切な手続きが踏まれていることが確認された。対チュニジア国別援助計画の策定プロセスや日本政府とJICAやJBICによる定期的な現地ODAタスクフォースの開催などが好例である。

しかし一方で、日本の対チュニジア国別援助計画の内容が十分に共有されていないことが確認されたり、個別の援助実施手続きの迅速性や権限委譲について問題点の指摘や要望がよせられたりするなど、今後改善すべき点があることも確認された。

提言

(1) 中東、アフリカ等周辺地域との外交関係強化のための対チュニジアODAの位置付けの明確化と活用

ODAが重要な外交ツールの1つであることを踏まえれば、日本外交における対マグレブ外交の位置付けを明確にした上で、マグレブ地域内におけるチュニジアの位置付け、さらには対チュニジア外交政策上のODA政策の位置付けを明確にすることが望ましい。また、近い将来中進国入りする可能性の高いチュニジアに対して今後供与すべきODAの対象分野、内容についても総合的に検討する必要がある。

(2) チュニジアの強みを生かした三角協力の戦略化と実施

チュニジアを日本と中東、アフリカ地域との関係強化のための重要拠点として位置付けた場合、三角協力はそのための有効な手段となる。同国を重要な地域援助推進のパートナーと位置付け、援助国に成長することを促すための協力を行うことが期待される。

(3) 格差是正、民主主義・人権状況改善等の課題解決に向けたODAの活用と工夫

チュニジアに残る地域間や所得層間の経済格差の是正のために貧困層・社会的弱者層に直接裨益（ひえき）する草の根・人間の安全保障無償資金協力が今後とも活用されるべきである。また、チュニジアにおいて高い経済水準、政情の安定状況がみられる一方、民主化の遅れ等も指摘されている。チュニジア政府との対話を重視した上で、他ドナーとも協調しつつ民主主義・人権状況の改善を促すような工夫を援助の中に取り入れていく必要がある。

(4) チュニジア国内における日本ODA広報の強化

日本の対チュニジア援助の貢献・成果がチュニジア国民に周知され、チュニジア国民の親日感情の高まりにつながるよう、しっかりとした広報が行われる必要がある。例えば、電子メール・ニューズレターといった手段を通じた情報発信強化に努める一方で、親日的なジャーナリストに対して一層積極的に記事を書いてもらうように依頼することも一案である。

(5) 援助プロセスの改善と相互理解促進による日本 - チュニジア間の連携強化

今回の評価で指摘された日本の援助プロセスの問題点については、変更できるところは変更し、変更できないところは相互理解を促す努力をすることで、両国間の連携強化を図っていくことが望ましい。例えば、情報共有面では、対チュニジア国別援助計画の英語版を作成して配布することがチュニジア政府や他ドナーとの相互理解に大きく資するであろう。

(6) シニア海外ボランティアの有効活用のための制度改善

チュニジアでは従来シニア海外ボランティアの派遣数が多く、現地での援助活動に貢献してきているが、ボランティア事業の位置付け、現地側と志願者側理解との相違等に起因する問題も発生している。このような問題を回避するために、シニア海外ボランティアの位置付けの明確化と運用の改善が望まれる。

(5) ニカラグア国別評価 (第三者評価)

調査実施期間：2007年7月－2008年3月

評価主任：山形 辰史 アジア経済研究所開発研究センター開発戦略研究グループ長
／開発スクール教授

アドバイザー：田中 高 中部大学 国際関係学部教授／副学部長

コンサルタント：(財)国際開発センター

評価方針

- (1) 目的
- (イ) 国別援助計画を中心とする日本の対ニカラグア援助政策を全般的に評価し、今後の日本の対ニカラグア援助、ひいては日本の援助全体に関わる政策立案、及び援助の効率的・効果的な実施に資するための教訓や提言を得ること
- (ロ) 評価結果を公表することを通じて国民への説明責任を果たすこと
- (ハ) ニカラグア政府関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックすることで、今後の同国開発の参考となる情報を提供すること
- (ニ) 日本の対ニカラグア援助の広報に貢献すること



牛に除虫剤を噴霧する農民
(中小規模農家牧畜生産性向上プロジェクト)

(2) 対象・時期

ニカラグア国別援助計画策定(2002年)以降の日本の対ニカラグア援助政策を対象とする。

(3) 方法

外務省発行の「ODA評価ガイドライン第3版(2006年5月)」及びその後のODA評価有識者会議での議論に基づき、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3つの視点から総合的に検証を行った。

評価結果

(1) 「政策の妥当性」に関する評価

対ニカラグア国別援助計画と日本のODA政策との整合性は高い。ただし、広域的なプロジェクトに対する支援について、国別援助計画策定時点では、明確な方向性として顕在化しておらず、同計画の中では限定的な記述に留まっているため、次回国別援助計画策定時に盛り込むべきであると考えられる。

国別援助計画とニカラグアの国家開発計画の間にも高い整合性が保たれている。国別援助計画は、ミレニアム開発目標に代表される、国際的な優先課題とも整合している。

他ドナーとの間においては、公式の援助協調の機会を通じて、及び相互の比較優位を認識した結果として自然に、分業・棲み分けが成立している。ただしセクター・ワイド・アプローチ(SWAPs)

を推進するドナーからは、更なる連携強化、情報共有が期待されている。

(2) 「結果の有効性」に関する評価

「農業・農村開発」分野において、日本は農村地域の経済振興と中小農民の生活向上を図るため、資機材の供与と技術や制度の強化といったハードとソフトの両面で支援を行ってきた。1989年に開始されて以来、2004年を除き毎年供与されている「2KR援助」は、農業分野における日本の援助の中でも投入金額が大きい。また、「農畜産物市場開拓調査」及び「中小規模農家牧畜生産性向上プロジェクト (PROGANIC)」は、ニカラグアの経済成長を支援するという目的に整合的である。

「保健・医療」分野に対して、日本は対ニカラグア贈与全体の27.5%を拠出しており、資金的貢献度が高い。保健省のヒアリングでは「グラナダ病院建設計画」及び「ボアコ病院建設計画」の保健・医療サービス及びアクセス向上への貢献が特に言及され、高い評価を得ていることが確認された。「マナグア市中長期上水道施設改善計画調査」については、世界銀行が同調査の内容・提言を参考にしたプロジェクト形成・実施を検討しており、他ドナーとの連携の礎となりうる。

「教育」分野への資金投入額は日本の贈与の中で最も大きく、対ニカラグア贈与全体の32.9%に相当する。また、広範かつ集中的な基礎教育施設整備・改修を行う日本のスキームは、同分野における援助の一つの模範として、教育省から高い評価を得ている。「初等教育算数指導力向上プロジェクト (PROMECEM)」については、教育大臣が全ての教員養成校でPROMECEMの教授法を適用する事を決定したこと、今後、教育省の財源でPROMECEM作成の教科書の全国普及が進められることに象徴されるように、現地政府の評価が高い。

「道路・交通インフラ整備」分野については、1995年以降、日本が数々の橋梁架け替えや道路整備を継続的に支援してきたこと、また、日本の道路・橋梁の質が高いことがニカラグア政府ならびに他ドナーにより高く評価されている。

「民主化支援」分野では、見返り資金を活用した対人地雷対策支援を実施している。これは、2009年5月までに全ての対人地雷を撤去する、というニカラグア政府の対外公約達成を、強力に支援するものである。

「防災」分野における援助は、近年、災害発生後

の緊急支援を臨機応変に実施している。2007年にハリケーン・フェリックスに見舞われた際にも、迅速な支援がなされたことがニカラグア政府から高く評価された。これに加え、「ビジャヌエバ市自然脆弱性軽減及びコミュニティ農村開発支援プロジェクト」等により、住民の防災意識を醸成し、災害被害の軽減を促すような予防技術移転型の援助を実施している。

その他、日本は、2004年7月、重債務貧困国 (HIPC) に対する債務削減の枠組みに基づき、ニカラグア政府の全ての円借款債務 (129億1,800万円) を免除した。ニカラグアのマクロ経済指標は近年好転していることから、債務削減は一定の成果をニカラグア経済にもたらしたと考えられる。

総じて言えば、日本の援助の結果の有効性は概して高いと結論づけられる。

(3) 「プロセスの適切性」に関する評価

国別援助計画の策定プロセスは、当時のニカラグアの開発計画、他ドナーの動向、ODA大綱、中期政策、さらにこれまでの日本の援助実績等を踏まえて策定された、という点で高く評価される。ニカラグア政府関係者も、日本の重点分野については十分承知していた。その一方で、ニカラグアの国別援助計画の英語版及びスペイン語版が作成・活用されなかったため、先方政府や他ドナーに、日本の援助方針の詳細が十分に伝わらなかったという事もあった。

国別援助計画実施プロセスについては、日本側関係者の援助実施体制は適切であったと言える。現地ODAタスクフォース内の連携・意思疎通は十分行われており、また、外務省本省と現地ODAタスクフォースも必要に応じて適宜情報交換を行っていることから、連携は良好である。他方、ODAに従事する職員の量的・経験的充実が課題であり、今後も少ない陣容に留めおかれる場合には、少ないスタッフでより有効な援助を行うべく、機能強化を行う必要がある。JICA事務所も人員数が少なく抑えられているが、実施案件数が増加傾向にあることを勘案すると、将来的には効果的・効率的な援助の実施が困難になる可能性がある。

案件形成・採択手順については、ニカラグア政府関係者による評価が概して高い。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力の案件形成及び採択については、ニカラグアの団体・機関に対する毎月の説明会の実施、詳細な選考チェックポイント表の活用が効果的になされており、その独自性・

有効性は特筆に値する。

日本の援助事業に対するモニタリング・評価も適切に実施されていると言える。特に、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件については、ニカラグア大使館では他の国に先行して体系的にモニタリングに取り組んできたことが高く評価できる。ニカラグア政府との連絡・調整について、関係各省庁へのヒアリングでは、「日本の援助方針や手続きに関しては十分に説明を受けており、よく理解している」との意見が多かった。要請内容を見ても、ニカラグア政府が日本の援助方針から大きく逸れた案件を要請することはなく、両国の意思疎通は良好であると思われる。また、ニカラグア側の援助受入れ体制に関しては、外務省対外経済協力庁、農牧林業省に政策アドバイザーの専門家を派遣し、政府職員に日本の各種援助スキームへの要請方法、実施手順等の周知を支援していることから、整っていると言える。

他ドナーとの情報交換は、ニカラグア政府と共に開催しているドナー会合において行われている。この他、現地ODAタスクフォースが各分野毎に、日本が行っているプロジェクトの実施状況を公式に報告する等の方法で、他ドナーと情報交換している。今後は、公式・非公式を問わず、分野毎の担当者間で、日本と他ドナーの情報交換がより積極的に行われることが期待される。

日本の援助スキーム間の連携に関しては、大使館経済協力担当書記官、JICA事務所員、専門家、青年海外協力隊員による「意見交換会」を中心に行われている。ニカラグアは他の国に比べても技術協力プロジェクトと協力隊員の連携が進んでい

る国であり、その戦略的な取組は高く評価される。

提言

(1) 対ニカラグアODAに関する提言

(イ) 新しいニーズへの対応

近年、ニカラグアにおいては、従来の国別援助計画の重点分野に挙げられていない新しいニーズ（エネルギー・環境問題、治安問題等）が現れており、日本として今後、これらの分野に支援する可能性を残す必要がある。

(ロ) 援助実施体制強化

援助協調の進むニカラグアにおいて、利用可能なあらゆる手段を講じて、国内外の情報収集、スタッフの経験充実を図り、少ない陣容で有効な援助を行う必要がある。

(2) 日本のODA全体に関する提言：非アフリカ低所得国への援助

(ハ) ODAタスクフォースの創意を活かす：ニカラグアでの経験より

ニカラグアにおける草の根・人間の安全保障無償の実施方法に見られるような独自の工夫を推進することで、ODAタスクフォース全体の活性化をはかることが重要である。

(ニ) プレゼンスを維持するためにも援助協調を：まずは情報収集・提供から

今後日本の援助額が減少する可能性を念頭に置くのであれば、日本の存在感を維持するために、より積極的に援助協調の輪の中に入り、情報収集や情報提供を進める必要がある。

(6) モンゴル国別評価（第三者評価）

調査実施期間：2007年5月～2008年3月

評価主任：池上 清子 国連人口基金東京事務所所長

アドバイザー：窪田 新一 笹川平和財団研究調査役

コンサルタント：(財)国際開発高等教育機構

評価方針

(1) 目的

本評価は、主に2004年11月策定の対モンゴル国別援助計画（以下「援助計画」）の下で承認・実施された案件を中心にレビューを行い、日本の対モンゴル援助や今後の効果的・効率的な援助実施に役立てるような教訓や提言を引き出すことを目的として実施された。

(2) 対象・時期

評価対象は、「援助計画」策定以降、正式承認され、現地調査時点（2007年9月）までの間に実施中の案件である。ただし、重点分野（後述）やセクター全体の流れ、複数の案件の関係（スキーム間の連携）から、2004年以前の案件も必要に応じて評価対象とした。

(3) 方法

「ODA評価ガイドライン」に基づき、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の3つの視点を中心に総合的に評価を行った。

評価結果

(1) 「政策の妥当性」に関する評価

「援助計画」における日本の対モンゴル援助の方向性・方針・重点分野は、日本の上位政策（新ODA大綱、新中期政策）や、政府行動計画（2000 - 2004年、2004 - 2008年）をはじめとするモンゴルの上位政策、ミレニアム開発目標（MDGs）などの国際課題とおおむね整合している。

モンゴルのニーズとの整合性については4つある重点分野により評価が分かれた。「市場経済を担う制度整備・人材育成」では、「基礎教育及び実践的職業訓練の充実」、「公的セクター強化」、「民間セクター支援」を行っている。市場経済運営を担う人材を育成する一方、市場経済化を側面支援する公的部門の制度強化を十分に認識した内容となっている。

「地方開発」分野は、2つの課題、「地方開発拠点を中心とした特定モデル地域を対象とする支援」（以下「特定モデル支援」）と「農牧業再生支援」に取り組む方針である。「特定モデル支援」は、モンゴル政府のモデル地域の選定が進展しておらず、日本の支援内容も総花的である。また「農牧業再生支援」については、牧畜業や耕種農業で貧困削減効果や効率性の高いところに支援する方向であるが、モンゴルの自然環境や遊牧社会との適合性、日本の比較優位性なども考慮したうえで整理が必要である。

「環境保全」分野は、2つの課題、「自然環境保全と自然資源の適正利用」（以下「自然環境保全」）、「首都ウランバートル市の環境対策」（以下「環境対策」）に沿って支援が行われている。「自然環境保全」では、生物多様性の保全、草地の劣化、黄砂現象の頻発化、「環境対策」では、首都への人口集中による廃棄物、水質汚濁等の都市型環境の悪化が課題として指摘されていたが、これらの課題への対応は引き続きニーズが高い。

「経済活動促進のためのインフラ整備」分野については、「首都や地方の拠点都市における産業成長や国民生活に直結するインフラ整備」と「外貨獲得産業の振興を支援する運輸部門」に大別されるが、評価時点でもこれらの分野のニーズは変わっていない。



有償資金協力で改修された制御室（ウランバートル第4火力発電所）

(2) 「結果の有効性」に関する評価

上位目標や中位目標については、2004年11月に「援助計画」が策定されてから3年余りしか経過しておらず、効果が現れる時期ではないことから、現時点で政策レベルでの有効性を具体的に検証するのは困難である。

他方、セクターによっては、セクターレベルである程度の成果を見ることができているものもある。セクター別の貢献度を重点分野ごとに支援実績や開発ニーズへの対応度合いから検証すると、特に「経済活動のためのインフラ整備」のエネルギー分野における貢献が顕著であった。ウランバートル市の第4火力発電所に対しては、1991年から無償資金協力、有償資金協力、専門家・シニア海外ボランティア（SV）派遣などによる支援が行われ、操業の効率性や安全性の向上により事故・停止が減少、これにより燃焼効率は向上、電力・温熱水の供給量が増加し、停電が減少するなどウランバートル市民の生活や経済活動に大きく役立っており、高く評価される。

(3) 「プロセスの適切性」に関する評価

日本の「援助計画」策定方法・体制、実施体制や案件形成・実施過程・検証体制、援助協調と連携、モンゴルの受入れ体制の観点からプロセスの適切性を検証した。

上記のウランバートル市の電力供給や同市の廃棄物管理に関する一連の支援は、スキーム間の連携効果が円滑な実施過程を促進した要因として挙げられる。ウランバートル市の廃棄物管理に関しては、札幌市の協力を得て実施された研修、開発調査とそれに続く無償資金協力、SVや青年海外協力隊（JOCV）による実施機関に対する側面支援等のスキームの連携が、開発調査で効果を上げたキ

ャパシティ・ディベロップメントや関係者の熱意と相乗効果をなして、首都の環境改善に貢献している好例である。

援助協調については、日本がアジア開発銀行（ADB）や世界銀行とともにリードした教育セクターにおける援助協調が特筆される。「教育セクターマスタープラン2006 - 2015年」はモンゴル政府や教育関係者、ドナーが一体となって策定され、このマスタープランに基づいて、教育セクターにおける支援の実施計画策定や、共同でのモニタリングが行われている。

モンゴル側の受入れ体制における課題としては、市場経済化以降の構造調整による政府職員数の大幅削減の影響などによるモンゴル政府機関の人員不足が挙げられ、今後もこの点を考慮した対応が必要となっている。

提言

（1）選択と集中の強化

今後、援助の規模が拡大されないことを前提に、費用対効果を維持していくためにも、重点分野あるいはその中の重点課題は、日本の比較優位性やインパクトの大きさを考慮して、一層の絞込みを検討すべきである。絞込みにあたって、現在の4つの重点分野には以下のような整理が求められる。

（イ）市場経済を担う制度整備・人材育成」では、引き続き市場経済の健全な発展のための支援を継続する。

（ロ）地方開発」では、地方の拠点都市の開発の具体的な戦略・アプローチの明確化が求められ、また日本の比較優位性が限定される牧畜分野や、自然条件や社会文化的な面で成長が未知数の耕種農業への支援については優先度を十分検討する。

（ハ）環境保全」では、首都の都市環境悪化の現状にかんがみ、都市計画の中で包括的に環境問題を捉え直す。地方の自然環境保全は、過放牧や井戸の問題（枯渇、管理の不備による家畜・牧民の集中化）に伴う草地の劣化や牧民の都市近郊への移動等、地方開発・牧畜と密接に関連するため、優先度を検討した上で、地方開発の一環として組み込む。

（ニ）経済活動促進のためのインフラ整備」は、2008年に完了予定の「ウランバートル市都市計

画マスタープラン」改訂版に沿い、都市の機能整備という観点から計画的に実施する。

上記（ロ）～（ニ）については、首都、地方中核都市、人口密度の低い地方部に分けて考えていくことで、スキーム間の連携もより容易になると考えられる。

今後の重点分野の整理の仕方として、昨今のモンゴルの開発ニーズの変化にかんがみ、以下を一案として提示する（但し、2008年1月に国家大会議で承認された「国家開発総合政策」の詳細が明らかになるのを待って再検討することが必要である）。

（a）市民社会発展に向けた制度整備支援」

（b）人間の安全保障」

（c）民間セクター支援」

これらの重点分野を横軸とし、かつ首都・中核都市・人口の少ない地方部という地域分けを縦軸として、地域の特色にあった開発を進めるため、都市計画マスタープラン、中核都市や地方の地域開発計画などの包括的な計画を基に、ニーズが高く、かつ日本の比較優位がある優先課題を見極めて支援することが重要である。

（2）「援助計画」における目標体系の論理を整理する

「援助計画」の目標体系の論理を整理することで、より戦略的な案件形成・選択を行うことが可能になる。具体的な目標を設定するのであれば、「援助計画」の5年間で何をどれだけ達成したいのかを、ある程度明確にすることが望ましい。

（3）実施プロセスについて

モンゴル側の受入れ体制に人員数などの制約がある中で、事前にカウンターパート配置を含む受入れ体制を十分に検討することが必要である。一方で、人から人への知識や技術の移転、体験の共有が、モンゴル側のリーダーシップ、オーナーシップを醸成する好例がみられたことから、今後も、専門家・SV・JOCVの派遣、研修員の受入れなどが、有償資金協力・無償資金協力・技術協力のスキームに効果的に組み込まれていくことが望まれる。

重点課題別評価

(1)「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」に関する評価(第三者評価)

調査実施期間：2007年7月～2008年2月

評価主任：橋本 ヒロ子 十文字学園女子大学社会情報学部教授

アドバイザー：黒田 一雄 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

コンサルタント：(財)国際開発センター

評価方針

(1) 目的

この評価は、今後の日本の基礎教育分野における援助政策の立案や援助の効果的・効率的な実施に資するための教訓や提言を得て、評価結果を公表することで国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

(2) 対象・時期

日本初の基礎教育援助政策である成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)を対象とする。BEGINは、2002年6月に開催のG8カナナスクス・サミットにおいて国際社会に向けて発表された。この評価は、BEGINと同様、初等教育、前期中等教育、就学前教育、ノン・フォーマル教育(青年・成人識字教育等の学校外教育)を含む基礎教育分野を対象サブ・セクターとした。対象期間は、2000年の「万人のための教育(EFA)ダカール行動枠組み」以降とした。

(3) 方法

(イ)基礎教育分野における国際潮流、日本の援助動向、BEGIN策定の背景とプロセスに関する情報収集・分析、(ロ)現地ODAタスクフォースが設置された国の日本大使館及びユネスコ日本代表部へのBEGIN取組に関するアンケート調査、(ハ)事例研究国(ケニア、エチオピア)におけるBEGIN取組に関する現地調査、(ニ)基礎教育プロジェクトに関する事例研究と報告書審査等の調査・分析を行い、その結果に基づいて、BEGINに関する「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」について評価を行い、教訓と提言をとりまとめた。

評価結果

(1)「政策の妥当性」に関する評価

G8カナナスクス・サミットまでの教育援助の流れを受け、それまでの日本の教育援助経験を整理して、日本初の基礎教育援助政策(分野別開発イ



エチオピア財務経済開発省へのヒアリング

ニシアティブ)であるBEGINを発表したことは、日本が基礎教育援助を重視するという姿勢を国内外に示す上で画期的であったと考えられる。

BEGINは、その上位政策である旧政府開発援助(ODA)大綱及び旧ODA中期政策や、現行ODA大綱及び現行ODA中期政策とも、整合性は高いと考えられる。しかし、日本の基礎教育援助におけるBEGINの位置付けは明確にされなかった。このため、国別援助計画や援助実施機関の国別事業計画では、それらの上位政策であるにもかかわらず、BEGINはほとんど言及されていない。

(2)「結果の有効性」に関する評価

BEGINの重点分野のうち、「教育の質の向上への支援」は、教員養成等、技術協力プロジェクトを通して成果が上がっており、成果の体系的とりまとめも進んでいる。「教育の機会確保への支援」は、技術協力プロジェクトや草の根・人間の安全保障無償資金協力を通して推進されているが、面的な広がりには欠ける。一般無償資金協力による学校建設では、制度上の制約から、相手国の自助努力や関与の強化に重要とされる学校建設の計画作成や実施段階への住民参加が生かされておらず、成果の面的展開や相手国の自助努力を進める上で、有償資金協力の活用が望まれる。「マネジメント改善」は、徐々に成果が蓄積されつつあるが、

手法や成果の体系化、自立発展性の確保等について拡充が望まれる。

BEGINは発表時には外交的な役割を果たした。しかし、それ以後は、フォローアップや広報が十分に行われず、途上国や他ドナー、多くの日本の援助関係者にも、BEGINは明確には認識されておらず、外交面でのインパクトは限定的であったと思われる。

(3) 「プロセスの適切性」に関する評価

外務省と文部科学省の連携の下に、日本初の教育援助政策であるBEGINが策定されたことは意義があることと言える。ただし、BEGINは、成果目標や、その達成に向けた選択と集中による戦略的な予算配分、具体的なプログラム等が含まれておらず、効果的なイニシアティブとは言えない。BEGINの基本理念や重点分野は、実現への方策や、数値目標が示されていないため、精神論にとどまっている。

国際協力機構（JICA）は、基礎教育援助において柔軟で効果的なアプローチをとるために、案件形成や実施において、BEGINを有効に生かしている。国際協力銀行（JBIC）では、BEGINよりもミレニアム開発目標（MDGs）への貢献が意識されている。JBICは、基礎教育セクター事業への有償資金協力による支援強化や、教育セクターを含めた財政支援に有償資金協力を通じて参加する等、有償資金協力の特性を生かした基礎教育のあり方を検討・実施しつつあるが、その取組の成果はいまだ限定的であり、今後のさらなる貢献が望まれる。

提言

(1) イニシアティブの策定に関する提言

日本のODAは、今後更に量的な拡大は難しくなるため、質的な拡充を図り、国内外に対して顔が見える、より効果的な援助を展開していくことが重要と考え、以下を提言する。

(イ) 外務省が策定する分野別開発イニシアティブは、新たなプログラムの実施、成果目標の提示、優先分野に対する選択と集中による予算の戦略的な配分等、具体的な計画を提示し、即効性・実行性のあるものとするのが望まれる。

(ロ) イニシアティブ策定に当たっては、広く国際機関や援助の現場の意見を参照し、実効性のあるものとし、発表に先立って他ドナーに連携の働きかけを行い、発表後はフォローアップ体制

を整備し、広報も適切に実施することが重要である。

(ハ) イニシアティブの策定から評価に至る指針を策定するとともに、イニシアティブを横断的にモニタリング・評価する部署を設置することが望ましい。

(2) BEGINの政策的位置付け・主流化に関する提言

BEGINによって、基礎教育援助関係者が1つにまとまって、同じ方向へ進むには、いくつかの改善が必要と考え、以下を提言する。

(イ) BEGINを基礎教育援助の上位政策に位置付け、BEGINに沿って国別援助計画や国別事業計画が策定されるよう関係部署に徹底することが必要である。

(ロ) BEGINの基本理念や重点分野を精神論的努力目標に終わらせないように、成果目標を明らかにし、数値目標を入れた年次計画、実践へのガイドラインや枠組みを設定することが必要である。

(ハ) 相手国の自助努力や関与を重視した支援を行う場合、過去のプロジェクト経験に基づいて一定の枠組みを提示し、国際社会への発信を意識しながら、案件形成やプロジェクト実施に反映することが重要である。

(ニ) 2008年、日本はEFA - ファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）の共同議長国となることから、共同議長国としての役割を適切に果たすだけでなく、日本としての、BEGINの基本理念を生かして、FTIに対する具体的かつ有益な取組を工夫し、実践する必要がある。

(ホ) ジェンダー格差への取組について、日本の教育援助における知見・経験を整理し、他ドナーの経験も踏まえて、体系化されることが必要であり、全ての基礎教育援助プロジェクトにおいて、意識的に取り組むことが重要である。

(3) BEGINの実施体制に関する提言

2008年度の新JICA発足は、援助形態の組合せにより、基礎教育援助の更なる展開が期待される。こうした認識を背景に、最後に以下を提言する。

(イ) 一般無償資金協力の学校建設において、自助努力や現地資源の活用等、BEGINの基本理念に沿った援助ができるよう制度面での改善が望まれる。

(ロ) 教育への機会確保について、相手国の関与と重

視や自助努力支援につながり、面的な展開が期待されるという特性を生かし、有償資金協力による基礎教育支援を拡充していくことが有効と考える。

- (ハ)教育の機会確保や質の向上、管理改善において、技術協力プロジェクトは重要な役割を果たすことから、無償資金協力や、有償資金協力との連携により、面的な広がりを持つプロジェクト展開を目指す必要がある。
- (ニ)基礎教育援助と他の開発セクター(水供給、保健衛生、生計向上等)との連携について新たな実施戦略を検討し、国別援助計画に反映して実践することが必要である。
- (ホ) BEGINの理念を実現し、政策目標を達成するには、オールジャパン体制を確立するために、

財務省、外務省、文部科学省、新JICA、非政府組織(NGO)、コンサルタント、研究者との定期協議の場を開催する必要がある。

- (ヘ)「ポストBEGIN」として、明確な数値目標・成果目標・年次計画を持ち、ODA上位政策によりバックアップされ、フォローアップやモニタリングの実施体制を伴う等、上記提言を踏まえたイニシアティブが策定されることが望まれる。同時に、JICA・JBIC統合によって、各教育サブセクターの位置付けをどうするのかについて明確にすべきである。現行の教育協力の質を高めつつ、他ドナーへの働きかけを拡充させるための新教育戦略の策定が今こそ求められている。

(2)「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取り組み」の評価(第三者評価)

調査実施期間：2007年8月～2008年3月

評価主任：望月 克哉 アジア経済研究所新領域研究センター専任調査役

アドバイザー：斎藤 文彦 龍谷大学国際文化学部教授

壽賀 一仁 日本国際ボランティアセンター事務局次長

コンサルタント：みずほ情報総研(株)

評価方針

(1) 目的

2008年に開催される第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)以降のTICADプロセスの有意性を更に高め、今後の日本の「対アフリカODA政策」像を導き出すための教訓や提言を得ること、また、評価結果を公表することで国民への説明責任を果たすことを主要な目的として、これまでにTICADプロセスを通じて行われてきた支援策の効果について総合的なレビューを行った。



ウガンダ：国立農業研究機構(NARO)での聞き取り調査

(2) 対象・時期

総論における評価対象は、日本がTICAD II及びIIIのフォローアップとして特に掲げた政策の枠組み(柱立て)及び例として挙げられた施策・事業とした。ケース・スタディにおいては、当該国に対する日本の支援一般とする。評価時期は基本的に2000 - 2006年とした。

(3) 方法

政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の3つの視点から評価を行った。評価にあたっては、文献調査、国内でのインタビュー調査に加え、ウガンダとケニアにおける現地調査でインタビュー調査及び資料収集を行った。

評価結果

(1)「政策の妥当性」に関する評価

TICADプロセスを通じた日本の対アフリカ支援と、その国際的上位枠組みと位置付けられるミレニアム開発目標(MDGs)、TICAD東京行動計画、TICAD 10周年宣言、TICAD III議長サマリーとの整合性はおおむね確保されており、この点において政策は妥当であると評価された。しかし、

MDGsや東京行動計画が掲げているジェンダー及び環境の2分野に関しては、整合性が特に見出されなかった。また、TICAD III議長サマリーについては、「市民社会との対話」という開発課題に対する配慮が明確ではなかった。

日本国内における上位政策と位置付けられる政府開発援助（ODA）大綱及びODA中期政策との整合性もおおむね確保されており、この点においてTICADプロセスを通じた日本の対アフリカ支援政策は妥当であると評価された。

（2）「結果の有効性」に関する評価

日本の対アフリカODAは、サブサハラ・アフリカ向けの贈与を中心に2004年から急速に拡大しており、世界の対アフリカ支援における地位も回復しつつある。2004年以降の贈与6 - 8割は債務救済であるが、2003年のTICAD IIIで掲げた日本の対アフリカ支援の主要素に「債務救済」があることを踏まえれば、TICADプロセスを通じた日本の対アフリカ支援は、債務救済という結果には有効に結実していると評価できる。また、債務救済以外の贈与額も2006年には2割増となっており、一定の評価はできよう。ただ、TICADプロセスが1990年代から続いていることを考えれば、ODA投入増加という結果が出たのは遅かったといえる。

「人間中心の開発」に係るMDG指標の変化の方向は、全体的には一応「改善」を向いているが、改善の絶対量が不十分な指標がほとんどで、指標によっては悪化している国も相当程度存在している。このような指標の変化に、TICADプロセスを通じた日本の対アフリカ支援がどれだけ貢献しているかを特定することは不可能であるが、この分野を支援の柱として注力していることを踏まえれば日本は、そこでのMDG指標の改善に対し、ある程度は有効に寄与しているが、その度合いは必ずしも十分ではないと評価できる。

「経済成長を通じた貧困削減」に係る諸指標のうち、情報通信関係の「インフラ整備」に関するMDG指標は順調に改善していたが、「農業・農村開発」に関するMDG指標「国土面積に対する森林面積の割合」は悪化していた。「経済成長」に関する指標は、20世紀末よりは改善しているとはいえ、「製造業」「製造品輸出」「民間投資」が牽引する高度成長の典型的なパターンないし構造はいまだ見出せず、日本の支援は必ずしも実効的ではないといえる。

（3）「プロセスの適切性」に関する評価

日本の支援プロセスにおける相手国政府との協議・調整については、ケース・スタディ国から高い評価がなされており、おおむね適切であると考えられる。日本の特徴である準備・交渉期間が長い点は、後のスムーズな事業実施につながっているとして高く評価されることが多いが、支援の「速さ」に問題があると捉える向きもある。

ケース・スタディ国において日本は、他のドナー国・機関との協議・調整に積極的に取り組んでいると評価されており、この点でも支援プロセスは適切であると評価できる。

日本の支援プロセスにおける援助実施機関との協議・調整について、ケース・スタディ国における評価はおおむね高かった。協働して案件形成を行う過程で課題を取りまとめることができる点、定められた期限まで一定のサポートが受けられる保証がある点で評価が高い一方、報告書提出等の要求が過大である点、在外事務所の権限が弱いため意思決定に時間がかかる点が問題として挙げられた。

相手国の開発ニーズと日本が有する開発支援リソースのマッチングは、インフラ支援、ネリカ木の普及、中等理数科教育等で適切に行われている一方、職業訓練や貿易・投資の分野で一層の取組が望まれる。

広域協力的ないし南南協力は、教育・人材育成、保健医療、水・かんがいと多岐にわたって成功事例が見出され、こうしたプロセスはおおむね適切であると評価できる。

提言

（1）フォローアップされていない開発課題に取り組む必要性

TICADプロセスを通じた日本の対アフリカ支援は、国際的上位枠組みとの間で、ジェンダー、環境、市民社会との対話といった横断的課題では整合性が確認できなかった。これらの課題は、TICAD IVに向けて国連諸機関がとっている「クラスター・アプローチ」においても、クラスターないし分野横断的問題として挙げられている重要なものであり、日本は今後、これらへの取組を明確に打ち出すべきである。

（2）包括的・総体的な支援を一層推進する必要性

日本の支援は、特に保健・医療分野等において、

無償資金協力によるインフラ支援、技術プロジェクトおよび青年海外協力隊やシニア・ボランティアによる現場への技術移転・人材育成のための支援というスキーム連携による「包括的な支援」の有効性を示唆している。欧米ドナーがあまり注力しないインフラの供与は日本の対アフリカ支援における比較優位点であり、これを活かした包括的支援を一層推進していくことが望ましい。

一方、人材育成・職業訓練においては、訓練内容が市場の労働力ニーズに必ずしもマッチしていない可能性が指摘された。職業訓練に、実際の就職に直接繋がるような要素を盛り込んで、より包括的・総体的な支援としていくことが望まれる。

(3) MDGsを一層念頭において支援を展開する必要性

アフリカにおけるMDG指標の変化は、全体としては一応改善の方向にあるものの、ほとんどすべての指標において改善度合いはまったく不十分であり、指標によっては悪化している国も相当程度に存在している。基礎的な社会ニーズに関わるアウトプット指標を短中期的に改善することは極めて困難であるし、それに対し日本の貢献の度合いを検証することは原理的に不可能であるが、MDG指標の改善という目に見える結果に繋がるような支援を積極的に設計し実施していくことは、MDGsの重要性に鑑みれば是非とも必要である。

加えて、MDGsを念頭に置いた支援を展開していくためには、その前提としてMDG指標データが定期的かつ的確に入手できるような環境整備の支援も必要である。

(4) 貿易投資振興や経済成長を実効的に支援する必要性

TICADプロセスに対し、経済成長や、それをもたらす貿易投資振興といった、具体的・実地的な「果実」を求める声は多い。人材育成やインフラ建設といった経済基盤の整備も、実際の経済成長を伴うものとなれば、一層説得的なものとなる。この点を踏まえれば、経済成長や貿易投資振興について顕在的かつ相当程度の結果をもたらすような支援のあり方が模索されることが望まれる。経済成長をもたらすためには然るべき投入が必要であり、その観点から、プレッジング会合ではないというTICADの基本的性格を見直すことも一案である。

(5) 教育における「量」と「質」の両立に注力する必要性

アフリカの教育においては、就学率では一定の改善が見られるが、進級率の改善は芳しくなく、また女性の中途退学率は男性に比べ依然高い。単純な就学率で測られる教育の「量」だけでなく、進級率やその男女比で測られる教育の「質」について、有効な結果をもたらすような支援のあり方を模索することが望まれる。初等教育で「万人のための教育」が一定の成果をあげつつある現状において、「質」を伴った「量」の確保こそが求められている。

(6) 南南協力を一層推進する必要性

対アフリカ支援における南南協力は、農業、保健医療、教育・人材育成等の分野で援助プロセスとしての適切性を示しており、今後は一層、TICADプロセスを通じて、日本が個別の国に対して行っている同分野の支援を互いに連携させる南南協力を、明確かつ具体的に推進するべきである。南南協力は、担当者同士の知人関係といった偶発的・属人的な要素に依存して発展することがあるが、そうではなく意識的に協力を創り出していく仕組みを作るべきである。

(7) 他ドナーとの連携を一層推進する必要性

TICADプロセスを通じて日本が対アフリカ支援の枠組みを強く打ち出したことが、「ドナーとしての日本」を世界に印象付け、日本と他ドナーとの連携を促進したという事象が、農業や保健医療等の分野で観察された。日本において、ODA予算の確保が厳しくなっている中では特に、こうした国際機関や他のドナー国との連携は、非常に有効なものとなる。国連や世界銀行等が共催者であり、多くの国際機関やドナー国も参加するTICADプロセスを通じて、日本と他ドナーとの連携を図ることは、TICADプロセスないしTICAD会合の重要な役割として、今後も一層推進していくべきである。

(8) スキーム連携を一層推進する必要性

TICADプロセスが契機となり、日本の援助においてスキーム連携が進んだ例も、保健医療分野で見られた。このようなスキーム連携も、援助プロセスの適切性という観点から一層推進すべきであり、その触媒としてTICADプロセスないしTICAD会合を大いに活用すべきである。

2.1.3 プログラム・レベル評価

セクター別評価

「保健分野における日米パートナーシップ」に関するUSAIDとの合同評価 - ザンビアを事例として -

調査実施期間：2007年8月－2008年3月

評価者他：

(USAID)

Adam Slote グローバル・ヘルス局

Janean Martin グローバル・ヘルス局

西村恵美子 日米連携アドバイザー

(外務省)

飯塚 裕一 国際協力局評価室 上席専門官

椎原 猛 国際協力局評価室（～2007年8月）

守屋 綾 国際協力局評価室（2007年8月～）

多久島容子 国際協力局多国間協力課

地引英理子 国際協力局多国間協力課

(コンサルタント)

㈱ティーエーネットワーク

評価方針

- (1) 目的
- (イ) ザンビアにおける日米協調活動の利点と課題について調査する。
- (ロ) ザンビアにおける日米パートナーシップを成功へと導く重要な要素を明確にする。
- (ハ) ザンビアにおける日米パートナーシップの教訓と提言について検討する。
- (二) 評価の結果を今後の保健分野の日米パートナーシップ全体への検証に活用する。
- (2) 対象・時期
2002年から現在までのザンビアの保健分野における日米協調の活動を検証。
- (3) 方法
日米合同評価チームは、文献調査・分析やインタビューによって、日米連携の活動や成果を調査し、以下の4つのレベルに分類してパートナーシップを評価した。
 - (イ) 政策レベル: 援助効率を上げる政策立案や政策提言について
 - (ロ) 現地調整レベル: ザンビア政府による会合等を通じた連携について
 - (ハ) 戦略的計画レベル: 戦略計画の設計や形成を通じた連携について

- (ニ) プロジェクトレベル: プロジェクトの合同計画や合同実施について

評価結果

- (1) 日米連携活動の形態
2002年から2006年にザンビアの保健医療セクターで日米が連携した活動には、「日米共同の計画と実施」、「日米間の調整された計画と実施」及び「日米の補完的計画と実施」の3つの形態がある。それぞれの形態における事例は以下のとおりである。
 - (イ) 日米共同の計画と実施: 「国境におけるHIV/AIDS及び性感染症(STI: sexually transmitted infections) 啓発活動(COH: Corridors of Hope)」プロジェクト
COHプロジェクトは、ザンビア全国の国境地域におけるHIV/AIDS及び性感染症のハイリスクグループを対象に、アウトリーチ(教育普及・啓発活動)やピアエデュケーション(性の健康教育)を通じた対象グループの行動の変容、避妊具のソーシャルマーケティングによる配布及びSTI治療や自発的カウンセリング・テスト(VCT: voluntary counselling and testing)サービスの質の向上のための活動を行った。プロジェクトをリードしたのはUSAIDの実施パートナーである国際家族保険(FHI: Family Health International)であり、これらに対してJICAはSTI治療薬の供与や専門家の派遣

を行った。プロジェクト実施の結果、ハイリスクグループである性産業従事者及びそのパートナー（長距離トラック運転手等）において、STI感染率の低下、STIやHIV/AIDSの知識の向上及びVCTへのアクセスの増加が認められた。

(ロ) 日米間の調整された計画と実施：

HIV/AIDS及び結核検査ネットワーク支援

JICAの「HIV/AIDS検査ネットワーク強化プロジェクト」がザンビアの最高検査機能を有するザンビア大学教育病院（UTH：University Teaching Hospital）検査部から徐々に県立病院の検査部へネットワークを広げる一方で、USAIDのZPCT（Zambia HIV/AIDS Prevention, Care and Treatment）プロジェクトや米国疫学防災センター（CDC：Centers for Disease Control）の活動は、地区レベルへの協力を全国規模で行うことを通して、地区レベルの検査サービスの結果を、県や中央レベルで疫学管理し、またより精密な検査のために県や中央の研究所へ再検査を依頼できるよう紹介等を行う保健システムの強化へとつなげることを可能としている。したがって、日米双方のプロジェクトは、地区レベルから中央レベルまでのザンビアの包括的検査システムの強化という包括的なプログラムへと発展していくことができる。

(ハ) 日米の補完的計画と実施：長期残効型蚊帳

(LLIN：Long lasting insecticide treated nets)の供与

日本の無償資金協力案件「マラリア対策計画」によって供与される蚊帳LLINは、USAIDの実施パートナーであるSFH（Society for Family Health）のソーシャル・マーケティング・システムによって計画対象である5歳未満の子どもや妊産婦のいる家庭へ配布される計画である。これは、日米の比較優位性を活用した補完的な連携活動である。

(2) 日米パートナーシップの利点と課題

(イ) 政策レベルでは、日米各々が提言する保健分野の開発イニシアティブに共通した課題が多く、パートナーシップによってこれらの政策提言はより強力なものとなり得る。また、本パートナーシップはパリ宣言の援助協調の方針に則ったものであることから、日米双方にとって非常に意義深いものである。一方で、日米各々の本国関係省庁と現地実施機関間の調整や日米各々の援助環境（政策）の変化等により、パートナーシップの促進が困難となる場合もある。

(ロ) ドナー協調レベルでは、ザンビアでのドナー

協調は活発であり、日米間だけでなく他ドナー間とも協調の機会が豊富にある一方で、日米パートナーシップが全体のドナー間協調に逆行するものと誤認される可能性もあることから、留意が必要である。

(ハ) 日米の戦略的協調のための計画レベルでは、日米パートナーシップは、インパクトを増長し、ギャップを埋め、また優先性に沿った投入を検討する等の利点が挙げられる。しかし、積極的な連携計画立案の動きは乏しい。

(ニ) プロジェクトレベルでは、より包括的なプログラム化、比較優位性の活用、アウトカムの増大、コスト削減など、実際に日米パートナーシップの利点が認められた。一方で、日米連携は単に供与規模の拡大ではなく、双方の優位性を活用したインパクトの増大であることを、カウンターパートや実施パートナーをも含んだ現地関係者が明確に認識するためのツールや場が必要である。

(3) その他

上記の他、日米パートナーシップに関しては、認知度の低さ、ダイナミックな日米の援助環境の変化及びドナー全体の援助協調における二国間協力フレームワークの欠如等が判明した。

提言

(1) ザンビアにおける二国間パートナーシップの戦略的妥当性の限界

ザンビアのように、合同戦略の枠組み（JASZ：Joint Assistance Strategy for Zambia）が確立され、援助協調が進んでいる国においては、日米パートナーシップのような二国間連携は、パートナー国側あるいはドナー側にとっても戦略的な妥当性は低い。

(2) 日米コミットメントの改定

現時点の日米パートナーシップの枠組みは、活動計画、期待する成果、成果測定方法等が明確でないため、これによって効果を測定することは困難である。この枠組みを整理・検討することによって、パートナーシップの開発パートナーへのコミットメントや日米各々のパートナーシップに対するコミットメントが明確となる。

パートナーシップの枠組みを策定するにあたっては、日米連携は単に供与規模の拡大ではなく、双方の優位性を活用したインパクトの増大である

ことを明確にし、これを広くプロジェクトレベルで現地関係者（日本側では専門家やそのカウンターパート、カウンターパート機関、並びに米国側ではUSAID実施パートナー機関や他の米国援助機関を含む）が認識し、実施機関（日本側では在外公館やJICA事務所、米国側のUSAID国別ミッション）においては、連携のために柔軟に対応する姿勢が重要である。

(3) 日米パートナーシップの効果測定のための新たな評価の実施

本評価を通じて、ザンビアには日米連携活動の

潜在的な機会が豊富にあり、連携のインパクトもより増大する可能性があることが確認された。

日米パートナーシップのより多くの事例についてさらにその効果を測定し、その上でパートナーシップによるインパクトの増大を確認するためには、今回のザンビアに続いて、他国について新たな評価を実施することが望ましい。

2.1.4 文化無償、日本NGO連携無償の評価概要

(1) 文化無償資金協力についてのフォローアップ調査（機材状況確認調査）

(イ) 文化無償資金協力は、相手国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを目的として行われる政府開発援助スキームの一つである。

(ロ) 文化無償資金協力による供与内容については、日本語学習用のLL機材、劇場や美術館、博物館に対する視聴覚・音響機材、文化遺産に従事する大学・研究所等に対する遺産修復・調査・研究のための機材など、供与機材の大半が精密機器により占められるために、現場での保守管理に努めた場合においても経年劣化や地元の気候条件等により故障等が避けられない案件は少なくない。また、各国の柔道、空手協会等に対する柔道器材等の供与といったスポーツ分野における協力についても、柔道着や畳等、頻繁な使用による機材の劣化が進む案件もある。このため、供与機材の保守管理について現場の実施機関側の自立的な努力が求められるところである。しかし、実施機関側の財政状況が供与当



平成15年度対ドミニカ共和国文化無償
「スポーツ・体育・余暇省に対する体育器材」



サンチアゴ市立劇場友好協会楽器整備計画（チリ）

時から改善されていない場合で、比較的小規模な支援を追加的に実施することにより故障したシステム全体を回復させることが可能な場合は、こうした補修を実施することにより、機材が更に長期にわたり有効活用され、裨益効果を高めることができると考えられる。このため、日本側としてもこのフォローアップ調査による調査結果を踏まえて、個々の案件については補修支援のためのフォローアップ事業により積極的な対応を検討していきたいと考えている。

(ハ) こうした中で、文化無償資金協力については、平成19年度においては供与後1年から2年経

った案件として45件、供与後3年から4年経った案件として50件の計95件（46か国）について現在の機材活用状況を確認するべくフォローアップ調査を実施した。

その結果、一部案件の機材等には上記に掲げたような不具合が生じ、そのために実施機関側が補修につき検討している案件があった。日本側としても現場での保守管理努力を補完する形で、平成19年度には補修やスペアパーツ等の支援をフォローアップ事業として実施した。

この他の案件については、現在の機材状況には問題はなく、例えば、LL機材整備案件については、機材供与を機に学科内に日本文化センターが設置された、日本語学科学生数が増加した、劇場の音響・照明機材案件については、供与機材により劇場の本来の能力を発揮させることが可能となり年間来客数が大幅に増加した、楽器整備案件については対象の音楽学校のレベルが向上し国際コンクール入賞者も出た、日本紹介等に関するテレビ番組ソフト整備案件について

は対象となる放送局から同様の番組をもっと放映してほしいという要望が多数寄せられた、といった評価が聞かれるなど、現地からの様々な声が聞かれると共に、文化無償資金協力の継続を強く望む声も寄せられた。



ブカレスト大学外国語学部日本語日本文化教育機材整備計画（ルーマニア）

（2）日本NGO連携無償資金協力案件の事後状況調査の概要

（イ）経緯、目的

平成19年度において、平成15年度に実施した「日本NGO連携無償資金協力」のほぼ全案件に関し、在外公館による事後状況調査を行った。

「日本NGO連携無償資金協力」とは、一定の要件を満たした日本のNGOが行う、開発途上国の住民に直接裨益する事業に対して資金援助するスキームであり、平成19年度は、25か国1地域において計64件、43団体に対して総額約13億7,270万円の資金供与を行った。（ジャパン・プラットフォームへの政府資金拠出分を除く。）

本件調査は日本のNGOの開発援助への取組が本格化、活発化する中で、上記資金協力スキームにより実施した事業がその後どのような状況にあるのかについて、在外公館の担当職員が一律に同じ様式と観点から確認し、その状況を外務本省に報告する趣旨で行ったものであり、調査報告は、在外公館のみならず、案件採択、管理に携わる外務本省担当も類似案件の審査の際の参考情報として役立てている。

（ロ）実施方法

平成15年度中に贈与契約が締結された全案件について、各案件の実施地域所在公館（兼轄国を含む）が各公館に配置された外部委嘱員を中心に調査を実施し、所定の「事後状況調査」シートに記入して、平成19年6月末をめぐりに報告を行った。（調査実施年度から4年を遡った年度に贈与契約が締結された案件について調査することとしている。）

調査では建物・機材の状況、教育・訓練施設の活用状況、人材の活用状況、日本のODAによるものであることを示すなど広報協力の実施状況、維持管理体制等をチェックし、更に詳細な調査、確認を要する案件については、別途、外部機関に専門的な調査を依頼した。

（ハ）結果

27か国で行われた全56件中、調査の実施が治安情勢等諸般の事情により困難となった地域の案件、既に外部機関が類似の調査を実施済の案件を除く41案件（21か国）について調査を行った結果、30件が「優良」、11件が「良」との確認を得た。

2.1.5 プロジェクト・レベル事後評価（無償資金協力）の概要

（1）外務省による一次評価及び第三者による二次評価

（イ）対象とした案件

平成19年度のプロジェクト・レベル事後評価は、平成15年に完了した全ての一般プロジェクト無償及び水産無償案件に、平成11年度から14年度の間完了した供与限度額10億円以上の一般プロジェクト無償及び水産無償案件のうち平成17年度及び平成18年度に評価を実施しなかった案件を加えた、98案件（54か国）を対象としました。

プロジェクト・レベル事後評価は平成17年度に開始しましたが、平成17年度及び平成18年度は供与限度額が10億円以上の案件のみを対象としていました。平成19年度より10億円以下を含む全案件を対象としています。

（ロ）外務省による一次評価

一次評価として在外公館が個別案件を評価しました。まず、在外公館が基本設計報告書等の関係文書を読み込んだ上で、現場視察、プロジェクト効果の検証、利害関係者や政府関係者等からの聞き取り等を行った上で、各プロジェクトの評価を実施しました。

その際、経済開発協力機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定める評価5項目（妥当性、効率性、有効性、インパクト、自立発展性）と広報効果の計6項目についてあらかじめ基準を定め項目ごとに12段階で評価しました。

（ハ）日本評価学会による二次評価

二次評価は、外部専門家が外務省による一次評価の内容を評価するものです。昨年度は日本評価学会が評価者として選定されました。

二次評価では、評価者が一次評価と同じ基準を用いて評価を行うとともに、一次評価結果の質についても評価を行いました。具体的には、二次評価者が各案件の一次評価票に記載された事実関係に基づき、独自の判断で評価（レーティング）を行い、また、一次評価の質に関する評価については、各一次評価票の評価項目ごとに、①十分／高い、②おおむね十分／高い、③普通、④いづらか不十分／低い、⑤不十分／低い、の5段階評価を行いました。

（2）第三者によるプロジェクト・レベル事後評価

無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価については、平成17年度は無償資金協力課及び在外公館による内部評価のみでしたが、平成18年度から、より客観性の高い評価を実施するため、一部の案件については、第三者に委託してセクター別、国別の評価を行っています。

平成19年度には、セクター別評価として、水（上水・浄水設備）セクターについて3件、水（地下水開発）について2件、道路セクターについて3件の評価を実施しました。また、国別評価では、アフリカについて4件、カンボジアについて5件、合計17案件の評価を実施しました。

（3）プロジェクト・レベル事後評価例（無償資金協力）

案件名	E/N署名日	完工日	供与限度額
第2次アピア港拡張計画	2001年5月29日	2003年10月17日	22.45億円
担当公館名：在ニュージーランド日本国大使館			
先方実施機関：運輸省 サモア港湾公社			
他の関連協力：開発調査「全国港湾整備総合計画調査」（1987年）、「アピア港改修計画調査」（1998年）、無償資金協力「アピア港整備計画」（1988年-89年度）、「港湾災害復旧計画」（1990年-91年度）、「港湾・護岸災害復旧整備計画」（1992年度-93年度）			

案件の目的

（イ）案件の目標

近年激しくなっていた船混みを解消し、既存岸壁の老朽化を考慮してアピア港の港湾施設を整備

し、安全で効率的な港湾機能を確保すること。

（ロ）上位目標

国家経済発展に資する必要不可欠な社会基盤施設として整備する。

案件の内容

1998年の開発調査を踏まえ、サモア政府との協議により以下を実施。

- 新岸壁（165m）の建設、
- 防波堤（70m）の改良、
- コンテナ仮置きヤード（約4,700㎡）の舗装、
- フェリー・ドルフィン（1基）の補修

案件の妥当性

全般的評価：A

詳細評価：

(イ) 日本の対サモア援助方針からみた妥当性

日本は、1987年に開発調査による全国港湾整備マスタープラン(目標年次2005年)を策定し、1988 - 89年にアピア港コンテナヤード拡張、岸壁防食対策防波堤建設等の無償資金協力を実施した。また、その後の同港のサイクロン被災の災害復旧に際し、2度にわたって無償資金協力を実施した。その後1998年に、開発調査「アピア港改修計画調査」を実施し、2015年を目標とするマスタープランを策定し、緊急に対応が必要な施設を短期整備計画としてまとめ、同計画に基づきこの案件及び「アピア港タグボート整備計画」を無償資金協力にて実施した。これら一連の無償資金協力は相互補完をなすもので、妥当性は極めて高い。

(ロ) サモア国家開発戦略との関連性

1999年に策定された「国家経済開発計画2000/2001」では、先進経済圏から隔絶した島嶼国としての地理的条件から、海上輸送の重要性を重視し、港湾施設整備の必要性が強調されていることから、同国政府の開発戦略に合致しており、妥当であったと考えられる。

(ハ) 現地ニーズ

この案件は、次の通り設計当時のニーズに合致することから、妥当であるといえる。

- サモアは、南太平洋の中央部に位置し、ウポル及びサバイの主要2島からなる人口約16万人(当時)の島嶼国であり、その地理的条件から国民生活、経済活動ともに大きく海上輸送に依存していることから、港湾は社会基盤施設の中でも最も重要な施設であった。アピア港は、サモアの外国貿易のほとんどを取り扱っており、1966年に建設された延長185m、水深11mの岸壁が主力であったが、完成後35年を経て老朽化が進行していた。
- しかしながら、貨物のコンテナ化もあり、老

朽化した既存岸壁には荷重制限が課せられ、また近年利用船舶隻数が増加していたため、船舶の沖待ち等による海上輸送コストの上昇が生じ、生活物資の多くを海外に依存するこの国にとって、国民経済的に大きな負担となっていた。

施設 / 機材の適切性・効率性

全般的評価：A

詳細評価：

(イ) 資機材の調達

資機材の調達に際しては、現地で供給可能な資機材について、その品質、供給能力を十分検討し、できるだけ現地調達あるいは第3国調達を優先し、日本からの調達はコスト面から最小限に留めた。

(ロ) 施設 / 機材の使用状況について

以下の理由に基づき基本設計調査時の計画どおりの効果を発揮しており、整備した施設は適切かつ効率的な投入であったと評価する。

- 大型船の荷役が新港で、中・小型船の荷役が旧港で行われており、船舶の規模に応じて港の利用が分けられることにより、荷役作業が効率的に行われるようになった。
- 新岸壁の建設により、貨物量や船舶隻数が増加し、沖合でのバース待ちの解消(0件)になった。
- 防波堤の建設により新岸壁が外海からの波の影響を減少することができた。
- コンテナ仮置きヤードを舗装したことにより、コンテナ船の入出港に併せて、コンテナ仮置きヤードとコンテナヤードを使い分けることにより荷役作業が効率的に行われるようになった。

効果の発現状況(有効性)

全般的評価：A

詳細評価：

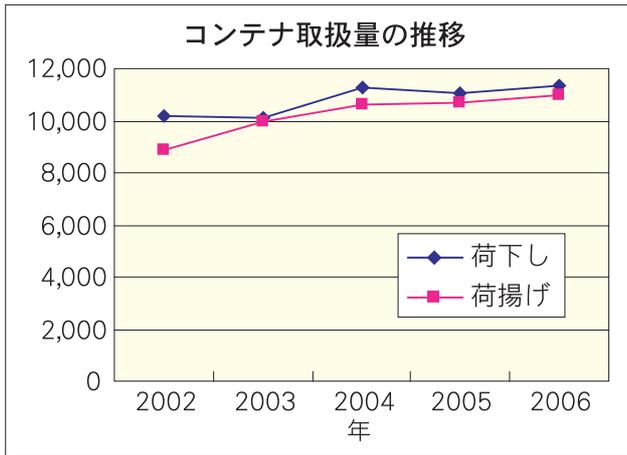
(イ) 基本設計調査におけるプロジェクト目標への達成度を測る主な指標は、以下のとおり。

- 新岸壁の建設による滞船の大幅解消
- コンテナ荷役作業の効率 / 安全性の効率の改善
- 既存岸壁の安全性向上
- 防波堤の改良による岸壁の年間稼働率95%の確保
- コンテナ仮置きヤードの舗装による荷役作業

の効率及びコンテナ船の待ち時間・在港時間の短縮

(口) 今次調査(船舶会社のヒアリング)において確認できた評価内容は以下のとおりである。

- 新岸壁の建設により、99年には39回発生していた沖合でのバース待ちがなくなり、滞船が発生したケースは0件である。
- コンテナ荷役作業の効率性が高まり、毎年取扱荷役量が大幅に伸びた。また、安全性が高まった結果、事故発生件数は0件である。



- 既存岸壁は、引き続き荷重制限を課した上で、中・小型船の係留に供している。事故発生件数は0件である。
- 現地聞き取りの結果、防波堤の改良により、外海からの波の影響を減少して岸壁の稼働率は95%以上を確保できている。
- 現地聞き取りの結果、コンテナ仮置きヤードの舗装により、カーゴの移動に係る時間が短縮され、既存コンテナヤードの混雑の解消及び荷役作業の効率性が高まった。

インパクト

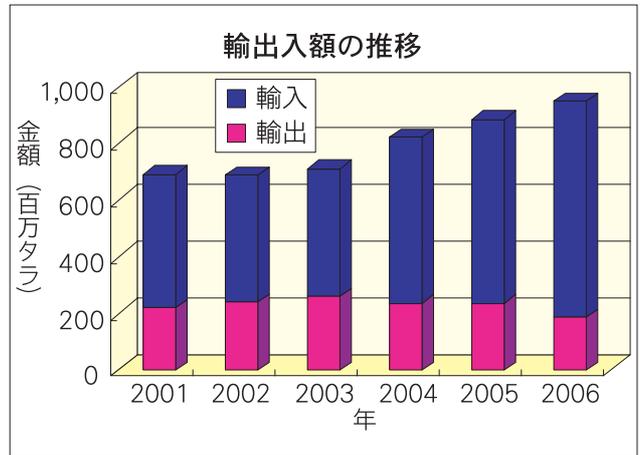
全般的評価：A

詳細評価：下記の通り、アピア港は、この案件の結果上位目標に設定された「国家経済発展に資する必要不可欠な社会基盤施設」として整備されたことは明らかである。

- この案件の終了後、サモア政府は、「国家開発戦略2005 - 2007」において、民間部門の強化を掲げ、その中で効率的かつ効果的公共なサービス及び航空・海上輸送等のインフラ整備の重要性を強調しており、このプロジェクトの成功により港湾の経済発展への影響がサモア政府に再認識されたものである。このプロジェクトの終了後、取扱コンテナ数(2002年:

19,060件 2006年：22,321件(17%増))とともに例年輸出入高(2001年：691百万タラ 2006年：949百万タラ(37%増))が増大しており、これらのほぼ唯一の玄関口となるアピア港整備の影響は極めて大きいと言える。

また、この案件が、サモア政府及び港湾公



社の独自の努力を誘発し、サバイイ島サレロロガ港の拡張、アピア港マリーナの建設等を独自に行うなど、大きな波及効果が見られる。

- この案件により、上述のとおり船混みが解消され、寄港船舶隻数(2002年：290隻 2006年：323隻(11%増))、コンテナ取扱量が増加したことに伴い、船舶会社数が1社から6社に増えた。その結果、競争の激化が海上輸送コストの低減及び物資流通事情の好転をもたらし、この影響が全国民に及んでいる。



自立発展性・さらなる改善の余地

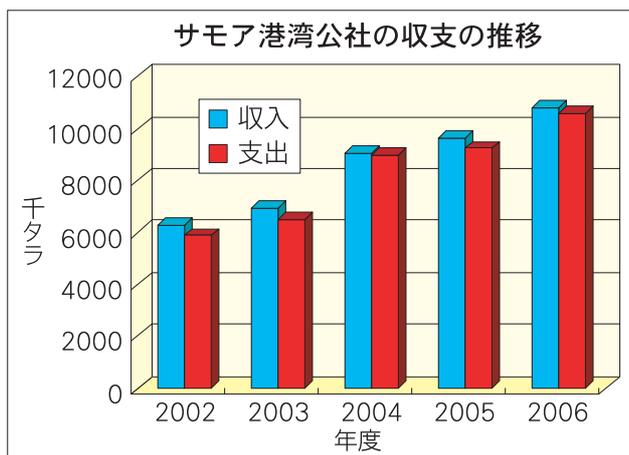
全般的評価：A

詳細評価：

- この案件終了後、サモア港湾公社の収支は大幅な伸びを見せ、また財務の健全性が確保されていることを確認した。
- この公社は、本施設の維持管理に万全を期す

るため、新たな専属人員を配備した。施設の点検は定期的(おおむね2か月ごと)に行っており、現場視察から維持管理・点検状況は良好と判断された。

- この会社は、全ての船舶が寄港する度毎に海水汚染度のサンプルテストを行っており、環境対策についても適切な措置が講じられていることを確認できた。



広報効果(ビジビリティ)

全般的評価：A

詳細評価：

工事期間中には、港入り口にこのプロジェクトが日本政府の援助であることを示す大型案内板を掲げ、また竣工時には同様の記述をしたプロジェクト銘板を設置した。

また、この案件の起工式及び引渡式には、サモア首相以下政府要人及び日本国大使が出席し、またプレスリリースを通じた広報活動により、現地TV及び新聞等に大々的に報道されており、政府関係者、一般市民、マスコミ等に広く認識されている。

(4) 過去の評価結果に対するフォローアップ状況

上述のとおり、無償資金協力のプロジェクト・レベル事後評価は、平成19年度より10億円以下を含む全案件を対象としており、また、客観性を高めるため、平成18年度より一部の案件については、第三者に委託して評価を行う等、評価内容の充実を図っています。これらの評価により明らかにな



【プロジェクト銘板】

被援助国による評価

サモア政府が2005年に発表した「国家開発戦略2005 - 2007」では、2002 - 2004年戦略のレビューにおいて、このプロジェクトが国際船舶サービスの改善に多大な役割を果たしたと評価している。

日本は、このプロジェクトの他、これまでODAを通じサモアの経済発展に貢献をしてきていることをサモア政府は大きく評価しており、外交的には国際場裡において日本の立場を支持してきている。

提言・教訓

港湾公社よりのヒアリングによれば、この工事の完了後、施工業者が使用した重機材を日本等に輸送したものの、これらの機材が公社側に売却されていれば、この施設の維持管理等において有益であったとの意見が表明されたところ、将来の類似案件への検討課題としたい。

また、この公社より、船舶業界の技術の進歩に対応するため、シニア海外ボランティア(船舶取扱・船舶技師)の派遣につき希望が表明されたところ、今後ニーズを調査の上対応を検討する。

った施設や機材の活用状況、効果の発現状況等を確認し、それぞれの事業の課題や問題点を検証し、運用の改善等につなげています。また、事後評価により得られた教訓は、新規案件形成および実施に反映させていくこととしています。